伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）

図面目録

図 面 リ ス ト								
図面番号	図 面 名 称	縮　尺	図面番号	図 面 名 称	縮　尺	図面番号	図 面 名 称	縮　尺
SP-01	特記仕様書(1)	——	ＳＰ－０１	構造設計標準仕様書	——			
SP-02	特記仕様書(2)	——	ＳＰ－０２	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）	——			
SP-03	特記仕様書(3)	——	ＳＰ－０３	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（2）	——			
SP-04	特記仕様書(4)	——						
		——	S-1	基礎.R階梁伏せ図	1：100			
			S-2	梁.壁リスト	1：100			
A-1	案内図・配置図.求積図	1：200	S-3	軸組図	1：50			
A-2	仕上げ表	——						
A-3	平面図	1：100						
A-4	立面図	1：100						
A-5	断面図.矩計図	1：50 1：100						
A-6	平面詳細図	1：50						
A-7	R階平面詳細図	1：50						
A-8	金属製.木製建具表	1：60						
A-9	展開図	1：60						
A-10	天井伏せ図	1：50						
A-11	各外部詳細図	1：20						
A-12	シャワーUN詳細図	1：20						
A-13	流し台.ガス台.洗面台詳細図	1：20						
A-14	外構図-1	1：200						
A-15	外構図-2	1：100						
A-16	外構図-3	1：20						
A-17	外構図-4	1：200						

令和2年度

伊是名村役場

建築工事特記仕様書［建築工事編］沖縄県土木建築部

令和2年2月改定版

1 工事概要

(1) 工　事　名　：　伊是名村定住促進住宅(仲田区)建設工事(R2)

(2) 工 事 場 所　：　伊是名村字仲田区

(3) 敷 地 面 積　：　1029.1　㎡

(4) 工 事 種 目　：　新築

ア 建築物

建築物の名称	伊是名村定住推進住宅建設工事(内花		
主要用途	長屋		
構造及び階数	壁式コンクリート造	1階	
工事種別	新築		
建築面積	107.44㎡	㎡	㎡
延べ面積	89.43㎡	㎡	㎡

イ 工作物及び立木

工作物等の名称			
数量			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和2年4　月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 建築工事仕様

(1) 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[平成31年版](以下「標準仕様書」という。)による。

(2) 特記仕様

ア　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

イ　特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。

「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。

「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。

ウ　項目及び特記事項に記載の(　.　.　)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

エ　特記事項に記載の(参－　.　)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア　本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。

イ　調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。

ウ　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ　本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア　暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。

ウ　暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ワンデーレスポンスの実施

ア　この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ　受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ　受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ　効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監理業務への協力等

ア　本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ　工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ　設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ　建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について

ア　工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ　過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。

ウ　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ　さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。

オ　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。

カ　下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ　アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア　受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ　受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア　本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ　本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ　「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	① 適用基準等	◎ 建築工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ◎ 建築工事標準詳細図(平成28年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ◎ 敷地調査共通仕様書(平成27年10月)国土交通省・国営整第183号 ◎ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和元年版)(一社)公共建築協会 ◎ 営繕工事写真撮影要領(平成31年版) ◎ 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部 ◎ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部 ◎ 構造計画・施工計画の留意事項(平成25年4月)沖縄県土木建築部
	② 工事実績情報の登録(1.1.4)	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
	③ 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1)　契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2)　工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	4 工事の余裕期間	・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 (1)　本工事は余裕期間として【　　日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2)　CORINDS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3)　余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 (4)　受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 (5)　受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6)　受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7)　実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8)　受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。
	5 概成工期(1.2.1)	図示された範囲は【令和　　年　　月　　日】までに完了すること。
	⑥ 品質計画等(1.2.2)	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1)　風速:V0＝46m/s　(平12建告第1454号第2) (2)　地表面粗度区分:Ⅲ (8.4.3)(8.5.3)(9.4.4)(10.5.3)(13.2.3)(13.3.3)(13.4.3)(14.7.3)(16.14.5)(23.5.4)
	⑦ 施工図等(1.2.3)	(1)　施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2)　現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3)　施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。
	8 電気保安技術者(1.3.3)	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。
	⑨ 施工条件(1.3.5)	施工順序等の制約　・無し ・有り【・現場説明書による・図示・　　】 工事車両の駐車場所　:・図示・現場説明書による・ 資材、機材置場　:・図示・現場説明書による・ 建設発生土の仮置場　:・図示・現場説明書による・ その他の施工条件　:・図示・現場説明書による・
	⑩ 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7)(1.3.10)	(1)　「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号　最終改正平成13年4月9日　国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2)　本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5～260kW) ア　バックホウ イ　車輪式トラクタショベル ウ　ブルドーザ エ　発動発電機 オ　空気圧縮機 カ　油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ　ローラ類 ク　ホイールクレーン
	11 交通安全管理(1.3.8)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成27年4月3日　沖縄県公安委員会告示第36号)
	⑫ 発生材の処理等(1.3.11)	(1)　マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 (2)　本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3)　受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。 (4)　受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。だたし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。 (5)　本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6)　アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア　舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ　発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ　発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。

工事名称	伊是名村定住促進住宅(仲田区)建設工事(R2)			工事年度	令和　2　年度
工事場所	伊是名村字仲田地内			図面名称	建築工事特記仕様書(その1)
発注機関	伊是名村			縮　尺	
摘　要				図面番号	SP-1
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者 名　称	(　有　)　大　友　設　計
				資格者氏名	大　城　保　広
				登録番号	189-1851
				所 在 地	浦　添　市　内　間　1-7-2

1 一般共通事項〈続き〉

⑬ 主任技術者・監理技術者

(1)　工事請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合7,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。

ア　現場施工に着手するまでの期間

【現場施工に着手する日が確定している場合】

請負契約の締結の日の翌日から令和　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

イ　検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

(2)　主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

ア　建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。

イ　受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。

⑭ 主任技術者等の資格

(1)　主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。

・ 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの

◎ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの

ア　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　配置予定技術者にあっては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

ウ　配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。

(2)　発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

⑮ 工事の保険等

(1)　次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。

【 ◎ 火災保険　◎ 建設工事保険　◎ 組立保険　◎ 請負業者賠償責任保険◎瑕疵担保責任】

(2)　建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。

(3)　建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。

ア　掛金収納書を契約後一ヶ月以内に発注者に提出する。

イ　当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。

ウ　未加入下請事業者に対する加入を指導する。

⑯ ゆいくる材について

(1)　本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。

(2)　ゆいくる材の品質管理

ア　ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。

イ　受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。

ウ　受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。

エ　受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。

⑰ 技能士（1.5.2）

適用工事種別	技能検定作業
仮設工事	
鉄筋工事	
コンクリート工事	
左官・防水工事	
タイル.木・塗装工事	

18 化学物質の濃度測定（1.5.9）

(1)　測定方法の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数

・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第4号 平成24年4月5日）

・「学校における室内空気汚染対策について」（15ス学健第11号 平成15年7月4日）

測定対象室	測定箇所数	備考

(2)　測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。

⑲ 完成時の提出図書（1.7.1）（1.7.2）

※完成図　※保全に関する資料

(1)　本工事は電子納品対象工事とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

(2)　工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。

業務成果品（工事完成図書）は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。

「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。

なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。

(3)　受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。

ア　ゆいくる材利用状況報告書

イ　ゆいくる材出荷量証明書

(4)　受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。

⑳ 設計図CADデータの貸与

本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。

21 情報共有システム

(1)　現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。

【インターネット環境】　:ブロードバンド回線

【パソコンOS】　:Microsoft Windows 8.1／10

【推奨ブラウザ】　:Internet Explorer　11

情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。

(2)　受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。

(3)　沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）

② 仮設工事

① 工事用水

構内既存の施設：【 ◎ 利用不可　・利用できる（・有償　・無償）】

② 工事用電力

構内既存の施設：【 ◎ 利用不可　・利用できる（・有償　・無償）】

③ 環境対策について

(1)　受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。

(2)　赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。

④ 足場その他（2.2.4）

・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

5 監督員事務所（2.3.1）

規模（㎡）		
仕上げ	床	
	内壁・天井	
	屋根	
備品の種類及び数量		

③ 土工事

① 埋戻し及び盛土（3.2.3)(表3.2.1）

埋戻し及び盛土の種別：【・A種　・◎B種　・C種　・D種】

2 山留めの撤去（3.3.3）

山留めの存置：【・撤去　・存置　】

④ 地業工事

① 載荷試験（4.2.3）（4.2.4）

	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項
杭	・水平試験 ・鉛直試験 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・
地盤	◎平板載荷試験 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・

2 杭地業

(1)　杭地業の種類と工法　（4.3.1）（4.4.4）（4.5.1）

杭地業の種類	工法
・既製コンクリート杭地業 ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業	・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・アースドリル工法 ・（　　）工法 ・図示

(2)　杭の寸法等　（4.2.2）（4.3.3）（4.4.3）（4.5.4）

	杭径	杭長（m）	種類	継手数	先端部の形状	備考
試験杭						位置は図示による
本杭						

(3)　杭の品質等　（4.3.4）～（4.3.8）（4.4.4）～（4.4.6）

設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理

(4)　支持層　（4.3.4）（4.3.5）（4.5.5）（4.5.6）

支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ

(5)　場所打ちコンクリートにおける材料等　（4.5.4）

ア　鉄筋

帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考
【・（参ー2.2）・図示　】		

イ　セメントの種類　【・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・図示　】

ウ　コンクリート

設計基準強度	種別	備考

③ 床下防湿層（4.6.5）

防湿層の範囲は、図示による。

⑤ 鉄筋工事

① 鉄筋（5.2.1）

種類の記号	呼び名（mm）	備考
SD295	D10～D16	
SD345	D19	

② 溶接金網（5.2.2）

網目の形状	寸法	鉄線の経	備考

③ 継手及び定着（5.3.4）

(1)　継手の種類等

施工部位	継手の種類	備考（重ね継手の長さ等）
図示による		

(2)　柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。

(3)　鉄筋の定着長さ【※図示による。　・　　】

④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（5.3.5）

(1)　軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ：

(2)　塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり厚さ：

(3)　機械式継手及び溶接継手の場合のあきの寸法：

⑤ 各部配筋（5.3.7）

施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項
	【・（参ー．）による。　・◎図示　】	
	【・（参ー．）による。　・図示　】	

6 機械式継手

機械式継手の種類：・図示　・

⑤ コンクリート工事

① コンクリートの強度

気乾単位容積質量による種類	類別等	設計基準強度（Fc）	施工部位
◎ 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ ・軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ	※Ⅰ類 ・Ⅱ類	180	ステコンクリート
◎ 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ ・軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ	※Ⅰ類 ・Ⅱ類	210	土間・外構基礎
◎ 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ ・軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ	※Ⅰ類 ・Ⅱ類	210+3+3	基礎.躯体

（6.2.1）（6.2.2）（6.2.3）（6.10.1）（6.13.1）（6.14.1）（6.15.1）

② コンクリートの材料

(1)　セメントの種類

【※普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種　・　　】

(2)　ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種の適用箇所：【・図示　・　　】

(3)　骨材のアルカリシリカ反応性による区分：　※A　・B　（6.3.1）

③ コンクリートの強度試験

材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。

④ コンクリート打放し仕上げ（6.2.5）（6.8.1）

仕上げの種別	打増し厚さ	施工部位	備考

⑤ コンクリートの品質管理

工事に使用するコンクリートは事前に試し練りを行い、その品質等が設計図書の規定に適合していることを確認し、監督職員に報告する。

⑥ 打継ぎ（6.6.4）

打継ぎ目地の寸法は、図示による。誘発目地。

⑦ 型枠（6.8.1）（6.8.2）

(1)　外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ

【 ◎20mm　・（　　）mm 】

(2)　ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、図示による。

(3)　MCR工法の適用：・有り【 使用箇所：・図示　・　　】

8 軽量コンクリート

施工部位	種類	気乾単位容積質量
	・1種　・2種	

水又は土に接する軽量コンクリートの使用

・有り【使用箇所：・図示　・　　】

⑨ 暑中コンクリート

暑中コンクリートの適用は【　　市 】の日平均気温の平年値が25℃を超える【6月　2日】から【10月17日】までとする。

(注) 適用する場合は、気象庁HPより日平均気温の平年値を確認し、【　 】を記載すること。

⑩ 品質確保

レディーミクストコンクリートの品質確保については、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」（平成15年11月10日付け国営建第95号）及び「「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について」（平成15年11月10日付け国営技第71号）を適用する。

工事名称	伊是名村定住推進住宅（仲田区）建設工事（R2			工事年度	令和　2　年度
工事場所	伊是名村字仲田地内			図面名称	建築工事特記仕様書（その2）
発注機関	伊是名村			縮　尺	
摘　要				図面番号	SP-2
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者 名称	（ 有 ） 大 友 設 計
				資格者氏名	大 城 保 広
				登録番号	189-1851
				所 在 地	浦 添 市 内 間 1-7-2

7 鉄骨工事

1 鋼材(7.2.1)
(表7.2.1)

記号の種類	適用箇所	備考
		形状及び寸法は、図示による。

2 高力ボルト
(7.2.2)(7.3.2)
(7.4.2)(7.4.7)

種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

すべり係数試験 :【・実施する ・実施しない 】
試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【・図示 ・ 】

3 普通ボルト
(7.2.3)(7.3.2)

径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

4 アンカーボルト
(7.2.4)(7.3.2)
(7.10.3)
(表7.10.1)

・ 構造用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

・ 建方用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

5 デッキプレート
(7.2.7)(7.7.8)

施工部位	材質	形状	寸法	備考

デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法:【・図示 ・ 】

6 スタッド
(7.2.8)

施工部位	材質	形状	寸法	備考

7 柱底均しモルタル(7.2.9)

材料	厚さ	種別	備考

8 材料試験等
(7.2.10)
引張りを受ける材料の試験等: ・実施する【図示( )】

9 仮組(7.3.10)
仮組の実施 :【・実施する ・実施しない 】

10 溶接
(7.6.3)(7.6.4)
(7.6.7)(7.6.12)

開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカラップの形状	溶接部の試験

11 塗料の種別
(7.8.4)
(表18.3.1)
錆止め塗料の種別:【 ・A種 ・B種 】

12 耐火被覆の種類及び性能
(7.9.2)(7.9.3)

種類	所要性能及び摘要箇所

13 その他(7.11.2)
(7.12.5)
(1) 軽量形鋼構造におけるボルトの接合方法:
(2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理:
【 ・ブラスト処理
・ブラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法: 】

⑧

1 補強コンクリートブロック造
(8.2.2)(8.2.4)
(8.2.5)

ブロックの種類及びモデュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

2 コンクリートブロック帳壁及び塀
(8.3.2)-(8.3.4)

ブロックの種類及びモデュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

塀の場合の化粧ブロックの有無 :【・有り ・無し】

3 ALCパネル
(8.4.2)-(8.4.5)
(表8.4.2)
(表8.4.3)
(1) パネルの種類等

パネルの種類	単位荷重	厚さ	長さ	構法

(2) 床パネルの耐火性能:【・1時間 ・2時間】
(3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅:
【・図示 ・( )mm】
(4) 耐火目地材の適用:【・適用する ・適用しない】

4 押出成形セメント板(ECP)
(8.5.2)-(8.5.4)
(表8.5.1)
(表8.5.2)

パネルの種類	表面形状	厚さ	幅	取付工法

⑨

1 防水の種類

(1) 防水の種類等 (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1)

防水の種類	厚さ	施工箇所

(2) 防水層の種類 (9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3)(9.6.3)

防水層の種別	工法	備考
塗膜防水	図示	R階

(表9.2.3)-(表9.2.9)(表9.3.1)-(表9.3.3)
(表9.4.1)-(表9.4.3)(表9.5.1)(表9.5.2)(表9.6.2)

(3) その他の材料等
・ 押え金物 :(材質)(寸法)
・ 絶縁用シート :(材料)
・ 断熱材 :(材質)(厚さ)
・ 立上り部保護 :(材料)(工法等)
・ 脱気装置 :(種類)(設置数)
・ 仕上げ塗料 :(種類)(使用量)

(4) 施工
・ 下地の処理方法等 :( )

② シーリング
(9.7.2)(9.7.3)
(9.7.5)
(16.14.5)
(17.3.2)

シーリング材の種類	施工箇所	試験等
ポリサルファイド係	打ち継ぎ目地	※簡易接着性試験 ・
		※簡易接着性試験 ・

③ 保証
(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。
(2) 保証期間は、工事完成後【 10 】年間とする。ただし、アスファルト防水は【 】年間とする。

⑩ 石工事

1 石材(10.2.1)
(表10.2.1)
(表10.2.2)

(1) 天然石

施工箇所	種類	表面仕上げの種類

(2) テラゾ

施工箇所	種石の種類、大きさ	形状及び寸法	表面仕上げの種類

2 壁の石張り工法
(10.3.2)(10.4.2)
(10.5.2)

(1) 工法、加工等

工法	厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考

(10.2.2)
(2) 乾式工法の方式:【・スライド方式 ・ロッキング方式】
(3) あと施工アンカーの材質及び寸法:
(10.2.3)
(4) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質:

3 床及び階段の石張り
(10.6.2)(10.6.3)

厚さ	石裏面処理	目地幅	備考

4 特殊部位の石張り(10.7.1)
(10.7.2)(10.7.3)

施工箇所	工法	石材の厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考
面台・框		20			

⑪ タイル工事

① タイル
(11.2.2)(11.3.2)
(1) タイルの種類

施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	耐滑り性
図示						

(2) タイルの試験張り:【・行う ◎ 行わない】
(3) タイルの見本焼き:【・行う ◎ 行わない】

2 あと張り工法
(11.2.7)(11.3.7)
(表11.2.3)
(表11.3.2)
壁タイル張りの工法等

タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等

モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理:
【・MCR工法 ・目荒らし工法】

⑫ 木工事

① 木材
(12.1.4)
(表12.1.1)
(表12.1.2)
(1) 見え掛り面の表面仕上げの程度

施工箇所	種 類
メラピー	・A種 ◎ B種 ・C種 ・H- 種
	・A種 ・B種 ・C種 ・H- 種

(12.2.1)
(表12.2.1)
(2) 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・B種
木材(造作材)の含水率: ※A種 ・B種

(表12.2.2)

(3) 製材
【・「製材の日本農林規格」による
・「製材の日本農林規格」以外による】
【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材
・広葉樹製材 ・ 】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	防虫処理

(4) 造作用集成材
【・「集成材の日本農林規格」による
・「集成材の日本農林規格」以外による】
【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材
・化粧ばり構造用集成材 ・ 】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ

(5) 造作用単板積層材
【・「単板積層材の日本農林規格」による
・「単板積層材の日本農林規格」以外による】

施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫処理

(6) 合板等 【 ・普通合板 ・構造用合板】

施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等

(7) パーティクルボード

施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性

(8) 構造用パネル

施工箇所	厚さ	等級

② 土壌の防蟻処理
(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行)Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。
(2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。
(3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」 Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。

③ 防腐・防蟻・防虫処理
(12.3.1)(12.3.2)
木材処理(防蟻・防虫)
(1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材
(2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。
(3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。
ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。
イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。

④ 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証
(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

13 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺
(13.2.2)

施工箇所	屋根葺形式	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号	厚さ等

下葺材料:【・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング】

2 折板
(13.3.2)

施工箇所	形式の区分	山高・山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ

(1) 軒先面戸板の適用:【・有り ・なし】
(2) 断熱材張り【・実施する ・実施しない】

3 県産瓦葺
(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。
(2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
【 ・1名以上配置
・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置】

4 とい(13.5.2)
(表13.5.1)

材種	規格名称	材質	備考

14 金属工事

1 あと施工アンカー(14.1.3)
あと施工アンカーの引抜試験:【・実施する ・実施しない】

2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理
表面処理の種別をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類:【・A1 ・A2】(JIS H 8602)
(14.2.2)(14.7.2)(14.8.2)(14.8.3)(表14.2.1)

3 鉄鋼の亜鉛めっき

施工箇所	種別	表面処理方法

(14.2.3)(表14.2.2)

4 軽量鉄骨天井下地
(14.4.3)(14.4.4)
屋外の軽量鉄骨天井下地

野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔	野縁の間隔	備考

・補強方法等(図示による)

5 金属成形板張り
(14.6.2)(14.6.3)
(1) 金属成形板の種別及び表面処理:
(2) 長尺の場合における伸縮調整継手:

6 アルミニウム製笠木(14.7.2)
(14.7.3)
(表14.7.1)
(1) 構成部材による種類:
(2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種別及び複合皮膜の種類は次による。
種別:【 ・A-1 ・B-1】
種別をB-1とした場合の複合皮膜の種類:
【 ・A1 ・A2】(JIS H 8602)
(3) 固定金具の間隔及び固定方法:

7 手すり及びタラップ(14.8.2)
(14.8.3)
(表14.2.1)
(1) 手すり
ア 表面処理の種別をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類
【 ・A1 ・A2】(JIS H 8602)
イ 取付け金物等は、全てステンレス(SUS 304)とする。
(2) タラップ
ア 表面処理の種別をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類
【 ・A1 ・A2】(JIS H 8602)
イ 取付け金物等は、全てステンレス(SUS 304)とする。
ウ 足掛かり部は、スリップ止め加工とする。

⑮ 左官工事

1 ラス系下地
(15.2.4)
(1) 種類: ・通気工法(・二重下地 ・単層下地)
・直貼り工法(・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地)
・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気工法を行う場合( )
(2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指定がある場合の下地の仕様( )

2 せっこうボードその他のボード下地(15.2.5)

材料	種類	厚さ

3 モルタル塗り
(15.3.2)(15.3.5)
(1) モルタル:・現場調合材料 ・既調合材料( )
(2) 既製目地材の適用及び形状:
(3) 床の目地の設置及び工法:
(4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験:
【・実施する ・実施しない】

4 セルフレベリング材塗り
セルフレベリング材の種類:【・せっこう系 ・セメント系】
(15.5.2)(表15.5.1)

工事名称	伊是名村定住推進住宅(仲田区)建設工事(R2			工事年度	令和 2 年度
工事場所	伊是名村字仲田地内			図面名称	建築工事特記仕様書(その3)
発注機関	伊是名村			縮 尺	
摘 要				図面番号	SP-3
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者 名 称	(有)大友設計
				資格者氏名	大城 保 広
				登録番号	189-1851
				所在地	浦添市内間 1-7-2

⑮左官工事〈続き〉

5 仕上塗材仕上げ(15.6.2)(表15.6.1)

種類	呼び名	仕上げの形状・工法等

6 マスチック塗料塗り(表15.7.2)

工程	種別	塗料その他

7 せっこうプラスター塗り(15.8.2)(15.8.3)

(1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター
・既調合ﾌﾟﾗｽﾀｰ(下塗り用) ・現場調合ﾌﾟﾗｽﾀｰ(下塗り用)
(2) 上塗り: ・既調合ﾌﾟﾗｽﾀｰ(上塗り用) ・しっくい塗り

8 しっくい塗り(15.10.2)

(1) しっくい: ・現場調合材料 ・既調合材料( )

9 ロックウール吹付け(15.12.3)

仕上げ厚さ:

⑯建具工事

1 防火戸等(16.1.3)(16.1.6)

(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。
(2) 防犯建物部品の適用は、図示による。

2 見本の製作等(16.1.4)

(1) 建具見本の製作:【・行う ・行わない】
(2) 特殊な建具の仮組:【・実施する ・実施しない】

③ アルミニウム製建具(16.2.2)(16.2.4)(16.2.5)(表14.2.1)(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所
	S-7	A-4	W-5	70・100	

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			
・耐震ドアセット			

(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種類
種別:B－1
複合皮膜の種類:【・A1 ・A2】(JIS H 8602)
(4) 結露水の処理方法:
(5) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。

4 樹脂製建具(16.3.2)(16.3.3)(16.3.4)(16.3.5)(表16.3.1)(表16.3.2)(表16.3.3)(表16.3.4)

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			

(3) 表面色:
(4) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。
(5) ガラス: ※複層ガラス ・単板ガラス ・三重ガラス ・

5 鋼製建具(16.4.2)

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類: 【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

6 鋼製軽量建具(16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) ビニル被覆鋼板:【・使用する ・使用しない】
(4) カラー鋼板の適用:【・使用する ・使用しない】

7 ステンレス製建具(16.6.2)(16.6.3)

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 表面仕上げ:【※HL ・バイブレーション ・鏡面 ・ 】

⑧ 木製建具(16.7.2)(16.7.4)

(1) かまち戸
かまちの樹種: 、鏡板の樹種:
(2) ふすま
上張りの種類: 、縁の仕上げ:

⑨ 建具用金物(16.8.2)(16.8.3)(表16.8.1)

(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法

形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考

(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。

⑩ 鍵(16.8.4)

(1) マスターキー:【・製作する ◎ 製作しない】
(2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。

11 自動ドア開閉装置(16.9.3)(表16.9.4)

(1) 戸の開閉方法:【・引戸 ・開き戸 ・折戸】
(2) センサーの種類:

12 シャッター(16.11.2)(16.12.2)(16.12.4)

(1) シャッターの種類:【・重量( ) ・軽量】
(2) 耐風圧強度:
(3) 開閉機能: 【・手動式 ・電動式】
(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:
【・設ける ・設けない】
(5) スラットの形式:
【・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形】

13 オーバーヘッドドア(16.13.2)

(1) 耐風圧性能の区分:
(2) 開閉機能: 【※バランス式 ・チェーン式 ・電動式】
(3) 収納形式による区分:

⑭ ガラス(16.14.2)(16.14.4)(16.14.5)

(1) ガラスの種類及び厚さ等

ガラスの種類	厚さ等	備考
図示	図示	

(2) ガラス留め材

建具の種類	材種
シーリング	

(3) 熱線反射ガラスの映像調整:
(4) ガラスブロックの材料及び工法

表面形状	呼び寸法	厚さ	壁用金属枠	補強材	色	金属製化粧ｶﾊﾞｰ

17カーテンウォール工事

1 カーテンウォール(17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)

(1) カーテンウォールの種類:【・メタル ・PC】
(2) 性能

耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性

(3) 材料の種類

金属材料	シーリング材	耐火目地材	断熱材	構造ガスケット

(4) 先付け材料: 【・建具枠 ・ｺﾞﾝﾄﾞﾗ用ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ ・ 】
仕様等については、図示による。
(5) メタルカーテンウォール製品の見え掛り部分の仕上げ:

(6) PCカーテンウォールの仕上げ:
(7) 構造ガスケットを用いるガラスの取付け:

⑱塗装工事

1 塗装の種類及び種別(18.1.7)(18.2.2)－(18.13.2)

塗装面	素地ごしらえ工程の種別	塗料の名称・種類	塗装工程の種別	施工箇所
図示	図示			

防火材料の指定【・有 ・無】

2 保証

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。
(2) 保証期間は、工事完成後【 3】年間とする。

⑲内装工事

1 ビニル床シート等(19.2.2)(19.2.3)

(1) ビニル床シートの材料及び工法

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ	熱溶接工法の適用
				・有り ・無し
				・有り ・無し

(2) ビニル床タイル、ゴム床タイル

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

(3) 特殊機能床材の適用:
【・帯電防止床シート又は床タイル ・視覚障害者用床タイル
・耐動荷重性床シート ・防滑性床シート又は床タイル】

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

2 カーペット敷き(19.3.2)(19.3.3)(表19.3.1)(表19.3.2)

施工箇所	ｶｰﾍﾟｯﾄの種類・種別	厚さ	パイル形状等	工法
				・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ ・全面接着
				・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ ・全面接着

(1) 帯電性の適用 【・有り ・無し】
(2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。

3 合成樹脂塗床(19.4.3)

エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類:

④ フローリング張り(19.5.2)(19.5.3)

施工箇所	工法	品名	備考(樹種、種別等)
図示			

5 フローリングボードの特殊張り

体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。

6 畳敷き(19.6.2)

(1) 畳の種別【・A種 ・B種 ・C種 ・D種(種別:)】
(2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。

⑦ せっこうボード、その他ボード及び合板張り(19.7.2)(19.7.3)(表19.7.5)

(1) せっこうボード

規格名称	種類の記号	厚さ	施工箇所	目地工法の種類
図示				

(2) 合板の種類

合板の名称	施工箇所	その他の仕様
		※図示(A－)による。

※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第12章第3項及び第4項を適用する。
(3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材:
【・ 】

⑧ 壁紙張り(19.8.2)

品質及び防火性能: 【 】

9 断熱及び防露(19.9.2)(19.9.3)

断熱材の種類及び厚さ: 【 】

⑳ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア(20.2.2)

施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗

2 可動間仕切(20.2.3)

施工箇所	構造形式	構成基材	遮音性	表面仕上げ	建具寸法等

3 移動間仕切(20.2.4)

施工箇所	種類	表面材	操作方法	遮音性	備考

あと施工アンカーの使用: 【・有り ・無し】 材質、寸法等は図示による。

4 トイレブース(20.2.5)

表面材の材質	脚部の形状及び寸法	ドアエッジの形状及び材質

5 階段滑り止め(20.2.6)

材種	形状	寸法	備考

6 ブラインド(20.2.12)

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅	施工箇所

7 ロールスクリーン(20.2.13)

操作方式	幅及び高さ	材種	品質等	施工箇所

8 カーテン(20.2.14)

形式	開閉操作	きれ地の種別等	施工箇所	備考

9 間知石及びコンクリート間知ブロック積み(20.4.2)(20.4.3)

(1) 間知石

材種	目塗り	目地の材種・厚さ等	施工箇所
			図示【A－ 】

(2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量区分 :【・ 】

10 くつふきマット

(1) くつふきマットの材種:【・塩化ビニル又はゴム製
・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製】
(2) 受け枠の材種:
【・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製】

⑪ 流し台ユニット

名称	寸法	適用内容	規格・品質	備考
流し台	図示			
コンロ台	図示			

㉑排水工事

1 排水管(21.2.1)

材種	管の種類	呼び径	備考
図示			

2 側塊、排水枡等(21.2.2)

(1) 側塊

形状	寸法	備考

(2) 排水枡

種類	適用荷重	備考
図示		

③ 基床(21.2.2)

(3) グレーチング

材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	備考
図示				

(4) 地業の材料: 図示

基床の厚さ及び種類:図示による。

④ 街きょ、縁石及び側溝(21.3.1)

コンクリート縁石及び側溝

名称	規格名称	形状	寸法等	備考
図示				

○舗装工事

① 路床(22.2.2)(22.2.3)(22.2.5)(表22.2.1)

(1) 路床の種類等

層の種類	厚さ	盛土の材料	路床安定処理	試験

(2) ジオテキスタイルの適用及び品質:

② 路盤(22.3.2)(22.3.5)

(1) 車道部の厚さ: 【 】
(2) 締固め度試験: 【 】

③ アスファルト舗装(22.4.2)(22.4.4)(22.4.5)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A－) ・ 】
(2) 加熱アスファルト混合物等の種類:
【・密粒度アスファルト混合物(13)
・再粒度アスファルト混合物(13)】
(3) シールコートの適用: 【・有り ・無し 】

4 コンクリート舗装(22.5.2)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A－) ・ 】

5 カラー舗装(22.6.2)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A－) ・ 】
(2) 種類: 【・加熱系( ) ・常温系( ) 】
(3) 添加する着色骨材又は自然石
【・図示による(A－) ・ 】
(4) その他 【・ 】

6 透水性アスファルト舗装(22.7.2)

構成及び厚さ:【・図示による(A－) ・ 】

7 ブロック系舗装(22.8.1)

(1) ブロック系舗装の適用: 【・コンクリート平板舗装 ・インターロッキングブロック舗装 ・舗石舗装】
(2) 種類及び寸法等:【 ・図示による(A－) ・ 】
(3) ジオテキスタイルの適用及び品質: 【 】

23植栽及び屋上緑化工事工事

1 植栽地の確認(23.1.3)(23.2.2)(23.2.3)

(1) 植栽地の土壌試験:
(2) 暗きょ、開きょ及び排水層等の設置は、図示による。
(3) 土壌改良材:
(4) 植込み用土:

2 植樹(23.3.2)－(23.3.4)(23.3.6)

(1) 種類等

樹木の種類	樹高(m)	有効土層の厚さ(cm)	支柱の形	備考
				整備範囲は図示による

(2) 新植樹木の枯補償の期間: 【※1年 ・( )年】
(3) 移植樹木の枯損処理を行う期間:【※1年 ・( )年】

3 芝張り等(23.4.2)

(1) 芝の種類:
(2) 種子の種類及び量:
(3) 地被類

樹種	芽立数	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数

4 屋上緑化(23.5.2)(23.5.3)(23.5.4)

土壌層の厚さ	排水層の厚さ	樹木の樹種、寸法、数量	支柱の形式	かん水装置

※見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等は、図示による。
※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。

工事名称	是名村定住推進住宅(仲田)建設工事(F	工事年度	令和 2 年度
工事場所	伊是名村字仲田地内	図面名称	建築工事特記仕様書(その4)
発注機関	伊是名村	縮 尺	
摘 要		図面番号	SP-4

検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者		
					名 称	(有)大友設計
					資格者氏名	大城 保 広
					登録番号	189-1851
					所在地	浦添市内間 1-7-2

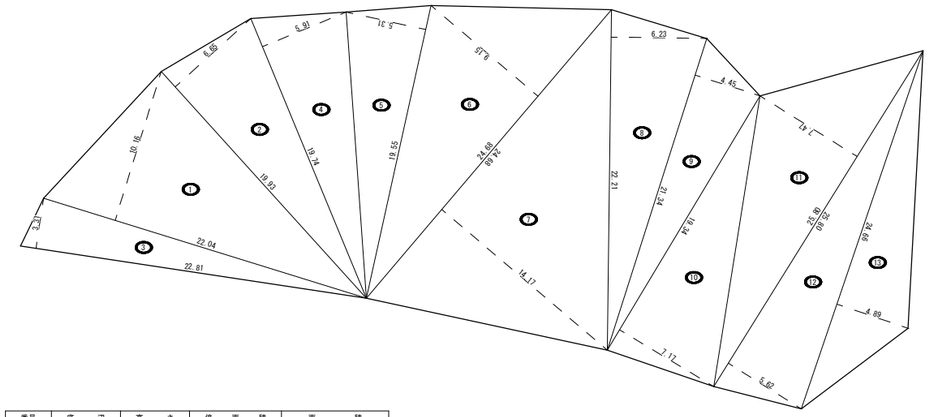

番号	底　辺	高　さ	倍　面　積	面　　積
1	22.04	10.16	223.9264	111.96320
2	19.93	6.65	132.5345	66.26725
3	22.81	3.31	75.5011	37.75055
4	19.74	5.91	116.6634	58.33170
5	19.55	5.31	103.8105	51.90525
6	24.68	9.15	225.8220	112.91100
7	24.68	14.17	349.7156	174.85780
8	22.21	6.23	138.3683	69.18415
9	21.34	4.45	94.9630	47.48150
10	19.34	7.17	138.6678	69.33390
11	25.80	7.47	192.7260	96.36300
12	25.80	5.62	144.9960	72.49800
13	24.66	4.89	120.5874	60.29370
合　　計				1,029.14100
敷 地 面 積				1,029.14 ㎡

敷地求積図Ｓ＝1/200

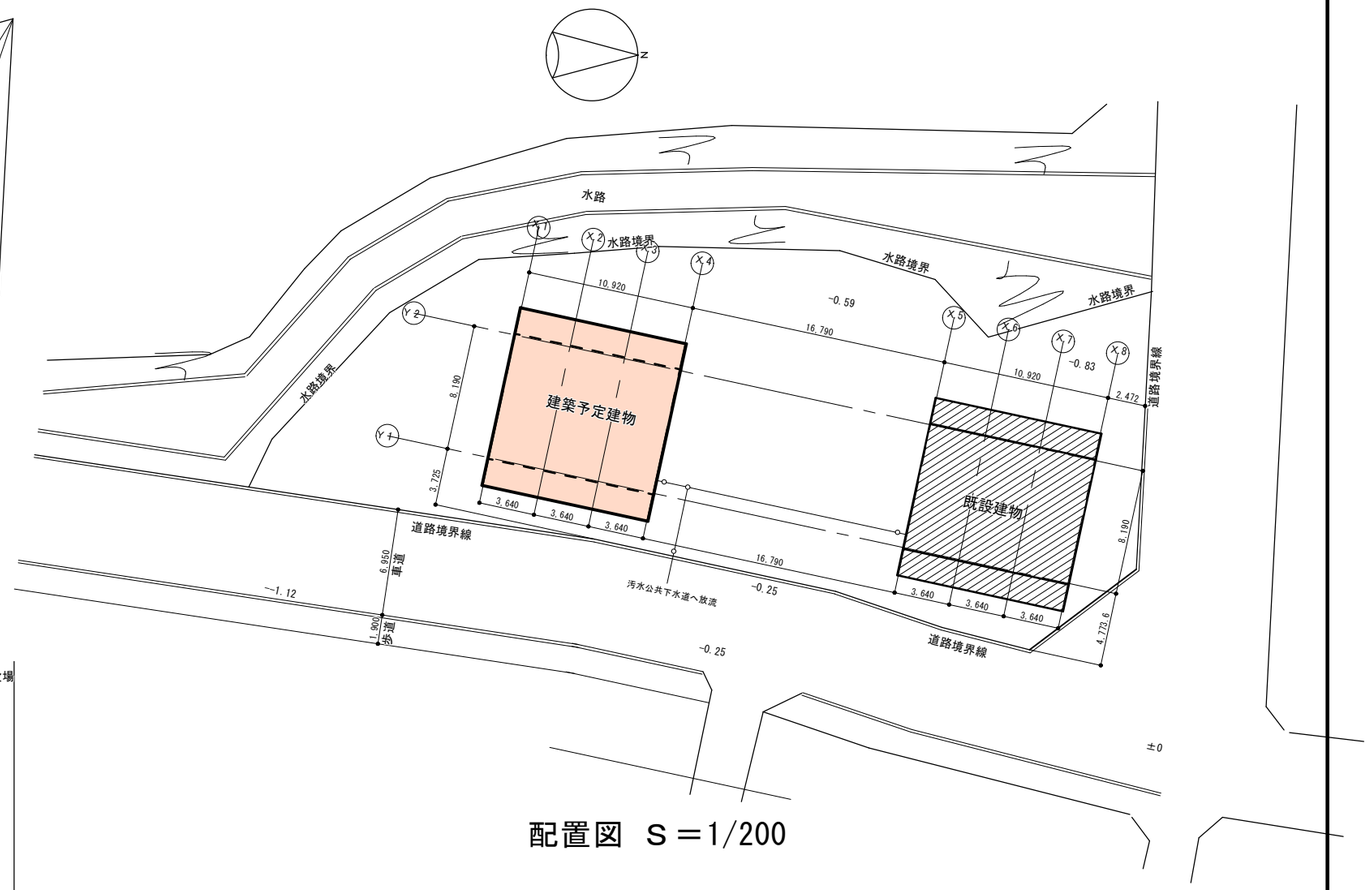

配置図　Ｓ＝1/200

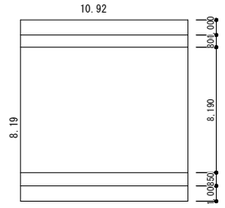

建築面積

9.84 × 10.92 ＝ 107.45 m2

床面積

8.19 × 10.92 ＝ 89.43 m2

最高の高さ 4.050

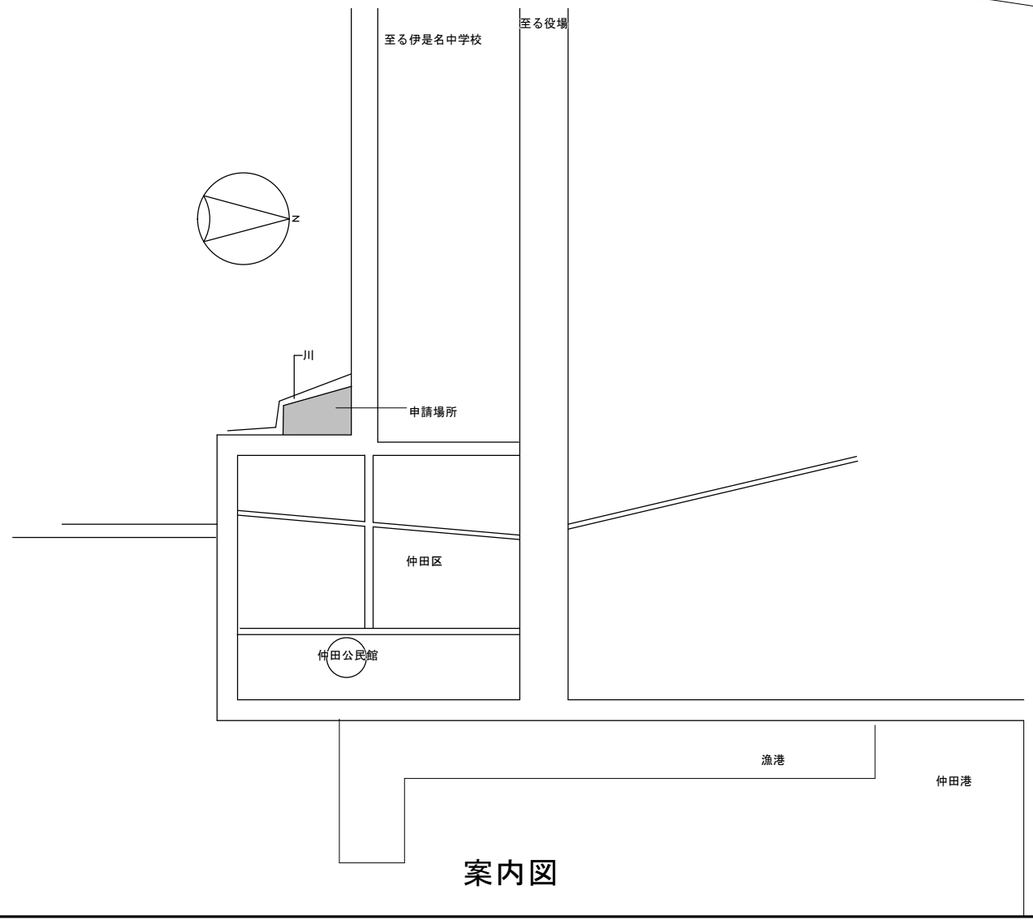

案内図

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和　2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺	配置.案内.求積図 A-1　S＝1：200　　A-3　S－1：400
発注機関	伊是名村			図面番号	A － 1
適　用				設計者	名　称：（有）　大友設計
検　印	管理建築士	設　計	製　図		資格者氏名：1級建築士　第184341号　大城保広
					登録番号：189-1851号
					所　在　地：沖縄県浦添市内間1-7-2

内部仕上表

室名	床	巾木	壁 腰壁	壁 壁	廻り縁	天井	備考
玄関	200角磁器質タイル張り　上り框60×100御影石 土間コンクリート下地	H＝50メラピーＣＬ仕上げ	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部ＧＬ工法	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部ＧＬ工法	塩ビ見切り	t＝9.5プラスターボード捨て貼りの上 t＝9.0ロックウール吸音板 厚50mmポリスチレンフォーム打ち込み	造作靴箱 ダイケン20型750同等品
台所	厚12フローリング仕上げ 厚12ラワン合板捨て張りの上　木制床組下地	H＝50メラピーＣＬ仕上げ	クロス仕上げ　一部キッチンパネル仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部ＧＬ工法	クロス仕上げ　一部キッチンパネル仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部ＧＬ工法	塩ビ見切り	t＝9.5プラスターボード捨て貼りの上 t＝9.0ロックウール吸音板 厚50mmポリスチレンフォーム打ち込み	面台20×120御影石 流し台.ガス台.換気扇
洗面室	厚12フローリング仕上げ 厚12ラワン合板捨て張りの上　木制床組下地	H＝50メラピーＣＬ仕上げ	クロス仕上げ　一部キッチンパネル仕上げ 厚12.5耐水石膏ボード下地一部ＧＬ工法	クロス仕上げ　一部キッチンパネル仕上げ 厚12.5耐水石膏ボード下地一部ＧＬ工法	塩ビ見切り	t＝9.5プラスターボード捨て貼りの上 t＝9.0ロックウール吸音板 厚50mmポリスチレンフォーム打ち込み	洗面台 洗濯機パン（設備工事）
洋間	厚12フローリング仕上げ 厚12ラワン合板捨て張りの上　木制床組下地	H＝50メラピーＣＬ仕上げ	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部ＧＬ工法	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部ＧＬ工法	塩ビ見切り	t＝9.5プラスターボード捨て貼りの上 t＝9.0ロックウール吸音板 厚50mmポリスチレンフォーム打ち込み	クラー設置場所補強仕上げ 壁長手方向長押仕上げ 吸気孔
押入れ	厚12フローリング仕上げ 厚12ラワン合板捨て張りの上　木制床組下地	H＝50メラピーＣＬ仕上げ	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部ＧＬ工法	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部ＧＬ工法	塩ビ見切り	t＝9.5プラスターボード捨て貼りの上 t＝9.0ロックウール吸音板 厚50mmポリスチレンフォーム打ち込み	仕切り板厚12mmラワン合板 収納ステンパイプ
ＷＣ	200角磁器質タイル張り　敷居30×100御影石 土間コンクリート下地		200角陶器器質タイル張り 土間コンクリート下地	200角陶器器質タイル張り 土間コンクリート下地		バスリブ	
浴室	シヤワーユニット TOTO　JSV812L同等以上　鋼製床組下地						

床組下地鋼製床組
壁仕切り下地　軽量鉄骨下地65型
天井下地　軽量鉄骨天井下地
床下点検口450角（アルミ製）
床下換気孔

ヴィレッタ24Ｂ-295（杉田エース）同等品メールポスト6台
物干しＤＡシリーズ707ＡＢ-ＳＶ（シルバー）（杉田エース同等）6組
室名札ＮＰ-75（杉田エース同等品）6組
床下点検口450（アルミ）

外部仕上表

室名	
外部壁仕上げ	コンクリート打ち放し補修の上複層R-E舗装　屋上ウレタン塗膜防水遮熱仕上げ（非歩行）
廊下	床 コンクリート打ち放し金コテ押え仕上げ　階段部分 床 コンクリート打ち放し下地モルタル仕上げ　スベリ止めタイル仕上げ 軒裏 コンクリート打ち放し補修ＥＰ仕上げ
ベランダ	床 コンクリート打ち放し金コテ押え仕上げ 軒裏 コンクリート打ち放し補修ＥＰ仕上げ
駐車場	ライン引き　集水桝　車止め 厚50アスファルト舗装　厚100路盤クラッシャーラン
敷地囲い	外部フェンスH＝1,200土止め壁上部コア抜き　図面参考

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和　2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺	仕上げ表
発注機関	伊是名村			図面番号	A － 2
適　用				設計者 名称	（有）　大友設計
検　印	管理建築士	設　計	製　図	資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
				登録番号	189-1851号
				所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2

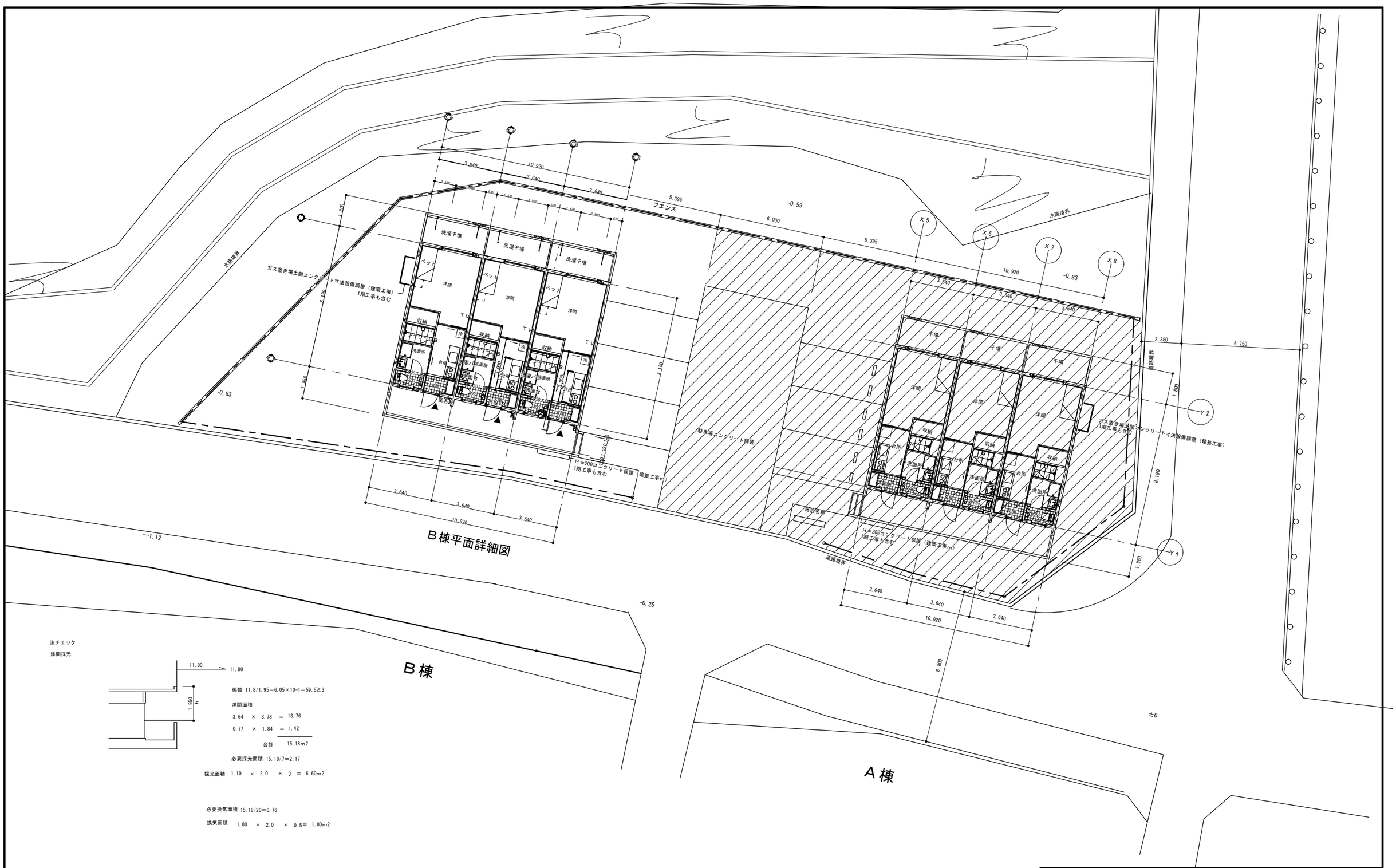

法チェック

洋間採光

係数 11.8/1.95＝6.05×10-1＝59.5≧3

洋間面積

3.64 × 3.78 ＝ 13.76

0.77 × 1.84 ＝ 1.42

合計 15.18m2

必要採光面積 15.18/7＝2.17

採光面積 1.10 × 2.0 × 3 ＝ 6.60m2

必要換気面積 15.18/20＝0.76

換気面積 1.80 × 2.0 × 0.5＝ 1.80m2

平面図Ｓ＝1/100

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和 2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称	平面図
発注機関	伊是名村			縮尺	A-1 S＝1：100 A-3 S－1：200
適用				図面番号	A － 3
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称	（有） 大友設計
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広
				登録番号	189-1851号
				所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2

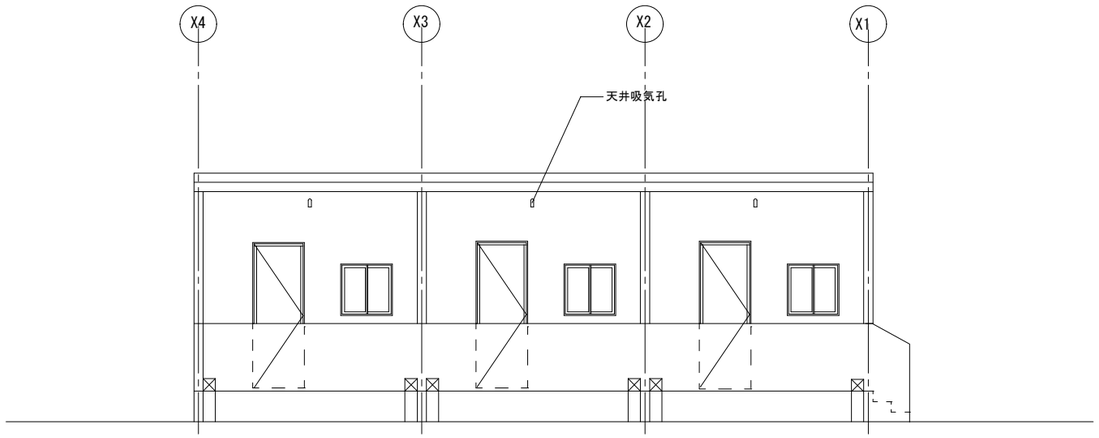

A立面図

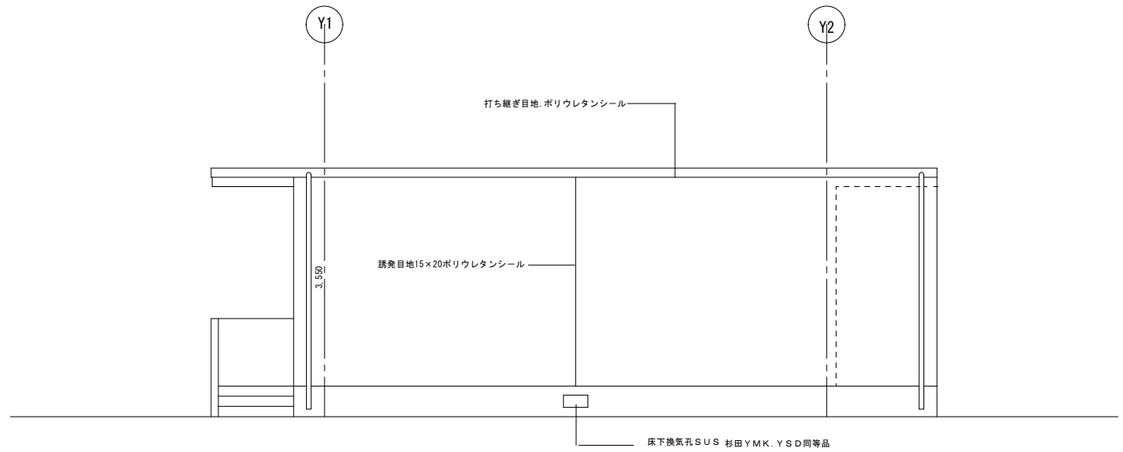

B立面図

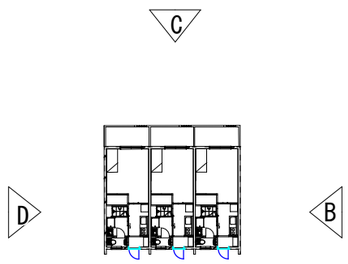

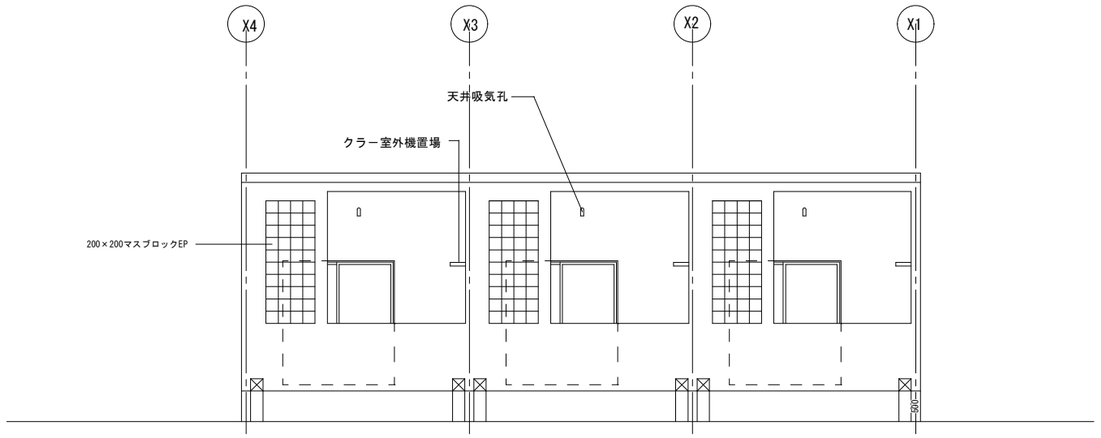

C立面図

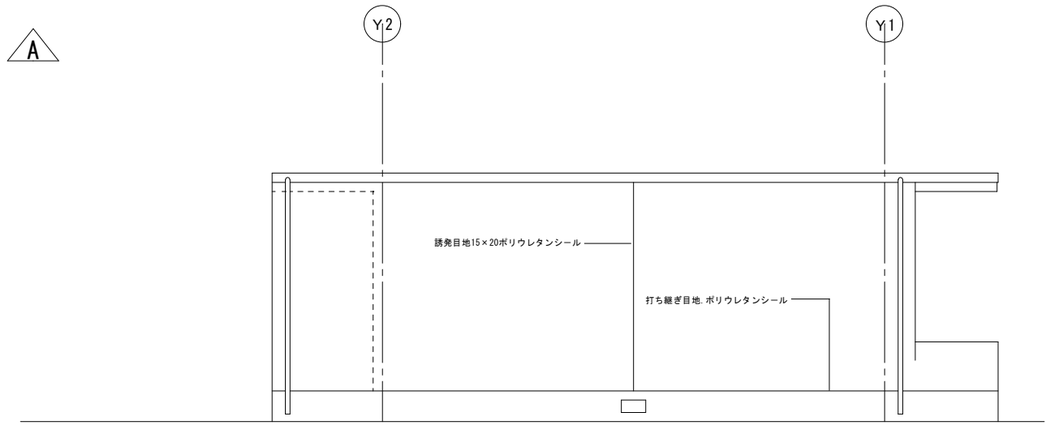

D立面図

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺	立面図 A-1　S＝1：50　　A-3　S－1：100	
発注機関	伊是名村			図面番号	A － 4	
適　用				設計者	名　称	（有）　大友設計
検　印	管理建築士	設　計	製　図		資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
					登録番号	189-1851号
						沖縄県浦添市内間1-7-2

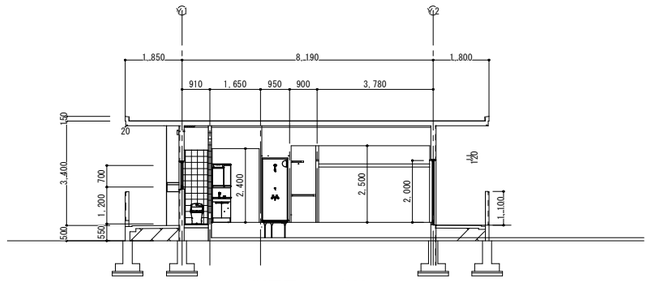

A断面図Ｓ＝1/100

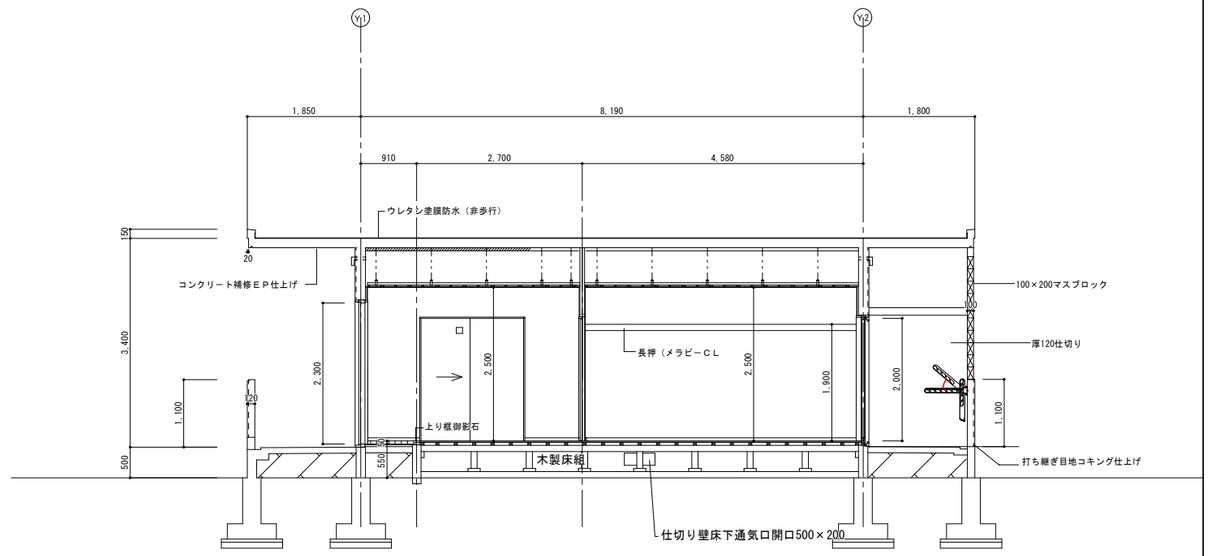

C矩計図Ｓ＝1/50

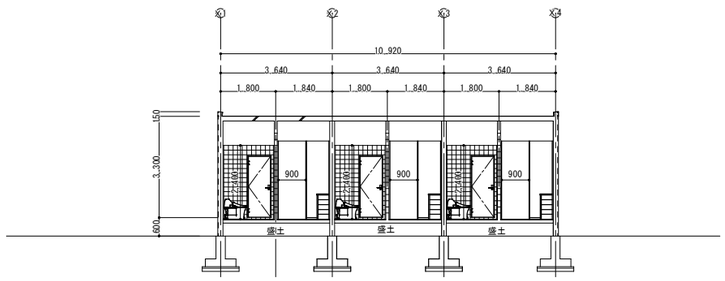

B断面図Ｓ＝1/100

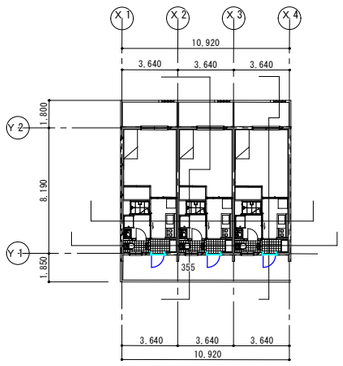

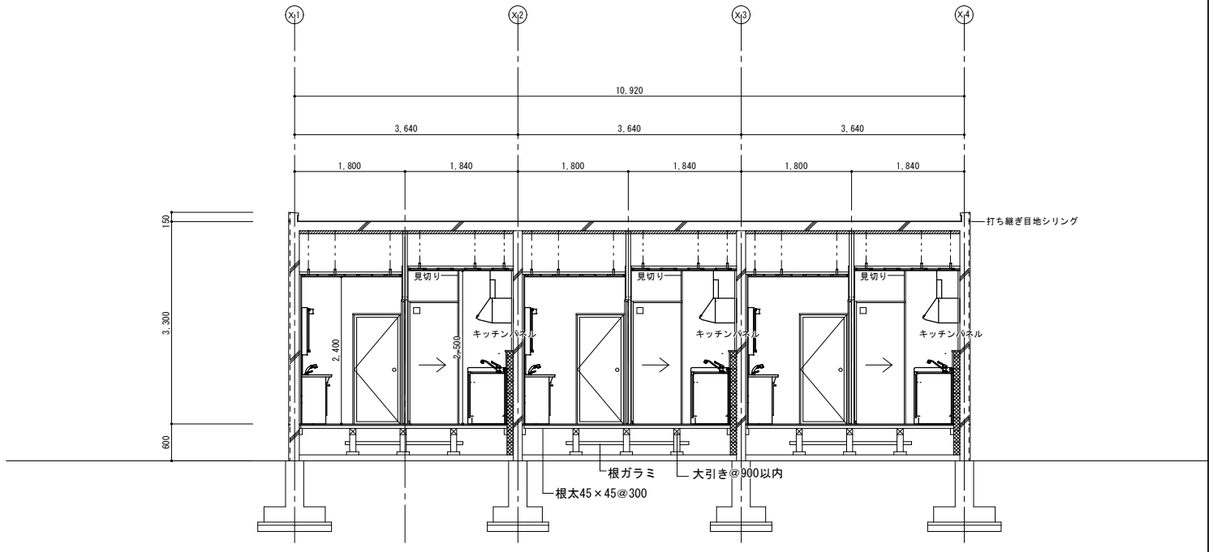

D矩計図Ｓ＝1/50

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度		令和 2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺		断面図　　矩計図 A-1 S＝1：50・100　A-3 S－1：100・200
発注機関	伊是名村			図面番号		A － 5
適　用				設計者	名　称	（有）　大友設計
検　印	管理建築士	設　計	製　図		資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
					登録番号	189-1851号
					所　在　地	沖縄県浦添市内間1-7-2

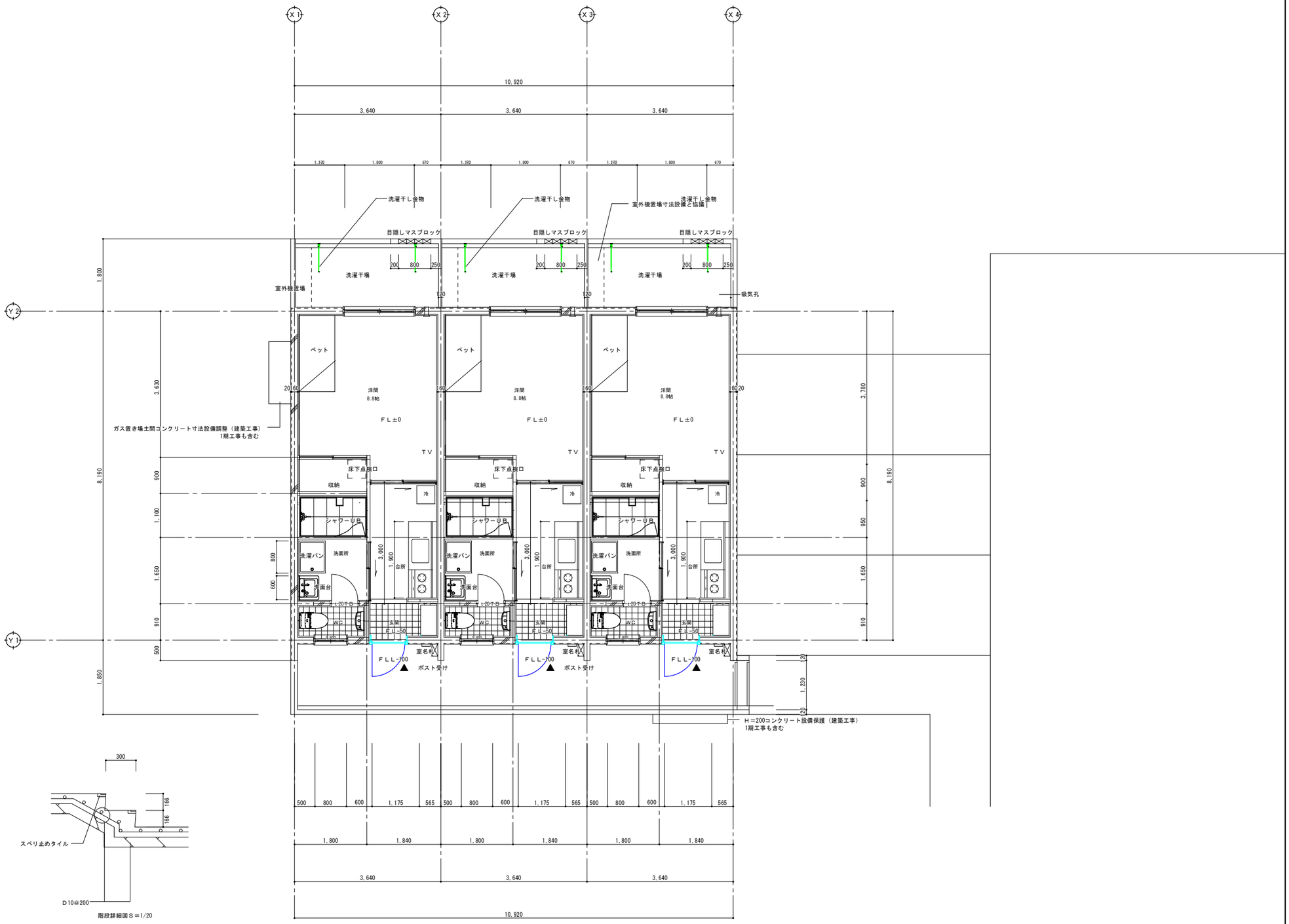

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和 2 年度	
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺	平面詳細図 A-1　S＝1：50　　A-3　S－1：100	
発注機関	伊是名村			図面番号	A － 6	
適　用						
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	（有）　大友設計
					資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
					登録番号	189-1851号
					所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2

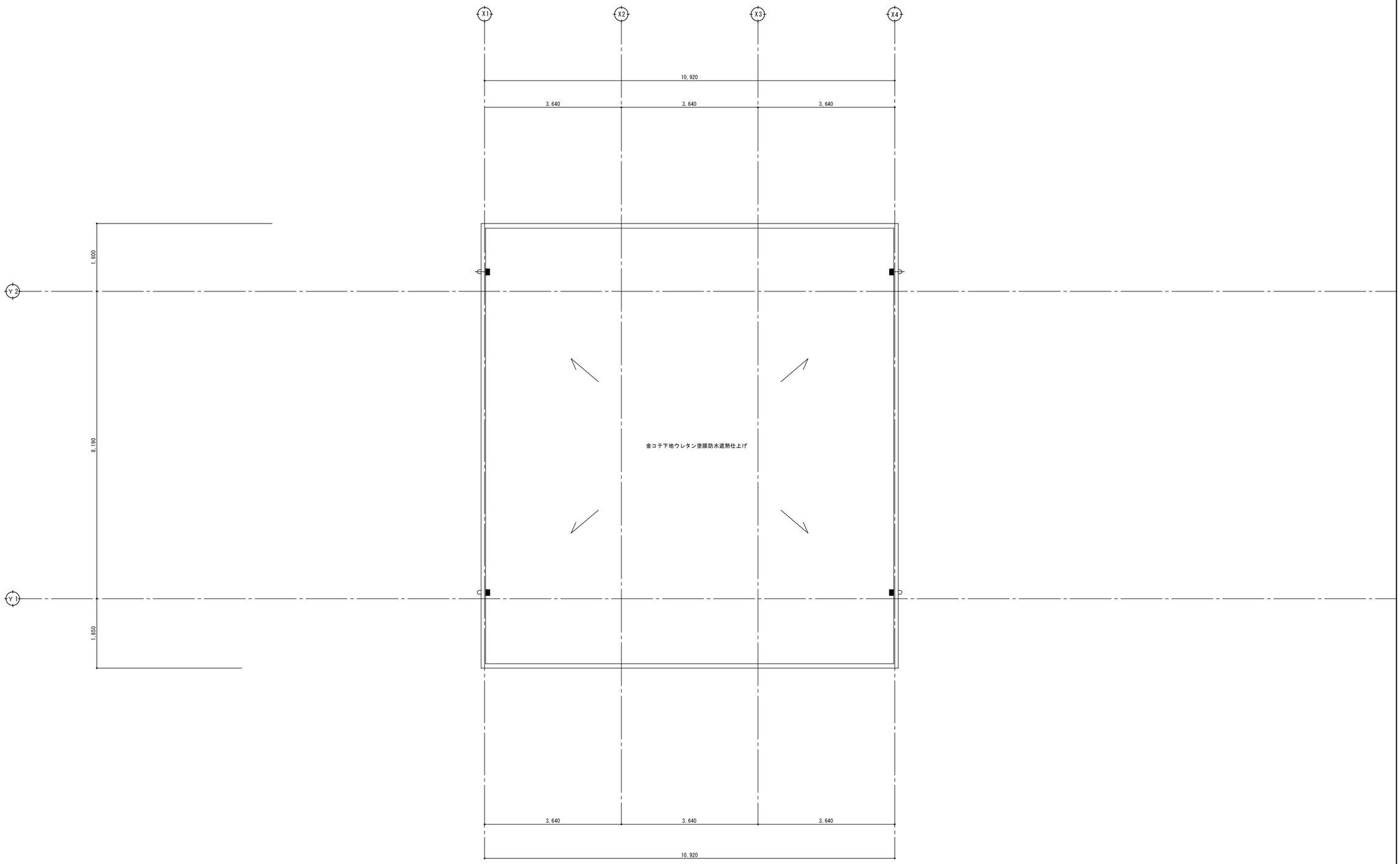

Ｂ棟Ｒ階平面図

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和　2　年度
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称	R階平面詳細図
発注機関	伊是名村			縮　尺	A-1　S＝1：50　　A-3　S－1：100
適　用				図面番号	A － 7
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者 名　称	（有）　大友設計
				資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
				登録番号	189-1851号
				所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2

W=1,035
100mm

金属製建具表　S=1/60

符号・箇所	1/AE D	SED-2A102□-53R(L, R)T8(S)	3	1/AE	1階	3	AW	1階	3	
形　状	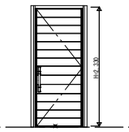			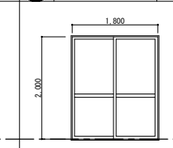			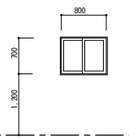			
型　式	アルミ玄関ドア			引き違いアルミサッシ			引き違いアルミサッシ　70mm			
金　物				標準付属金物一式			標準付属金物一式			
硝　子	参考メカードア			t6.0　フロート板ガラス			t6.0　型板板ガラス			
備　考	TKK, DBKE4142NAHC			水切り			水切り　格子			
	三協玄関ドアVINOZA			ｻｯｼ色：ｼﾙﾊﾞｰ・可動式網戸付			ｻｯｼ色：ｼﾙﾊﾞｰ・可動式網戸付			

LIXIL　玄関ドアDA

金属製建具特記事項

1．建具製作の前に監理者に承認図･カタログ等を提出及び協議の事。

2．金物等はサンプル･カタログ等を提出及び協議の事。

3．建具表に示す寸法は基準を示すもので施工時には現場寸法をもって明確に納める事。

4．アルミサッシは風圧性S-7、気密性A-4、水密性W-5、遮音性T-1。

5．外廻り建具はMS2成分シリコンコーキング10×10を充填する事。

6．建具表記は内観図であるが開き勝手方向等は平面図を参照の事。

7．固定は全て溶接取付とする事。(鉄筋φ9mm@450以内とする)

8．水平･垂直を保ち建付け後、障子がねじれない様にする事。

9．モルタル･プラスター･パテ･塗料等が見え掛り部分に付着した場合には直ちに除去する事。

10・耐風圧の検討

木製建具表　S=1/60

符号・箇所	WD D	3	WD F	3	WD J	3	WD J	3			
形　状	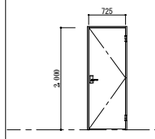		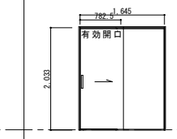		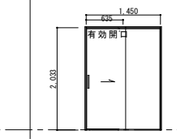		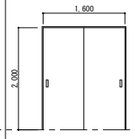				
型　式	片開きドア		片引きドア		片引きドア		引き違い戸				
仕上げ	ダイケン00デザイン		ダイケンD1（同等品）		ダイケンD1（同等品）		シナ合板CL				
額　縁	三方枠込		三方枠込		三方枠込		メラピーCL				
金　物	レバーハンドル,必要金物（ステン）		引手,必要金物（ステン）		引手,必要金物（ステン）		引手,必要金物（ステン）				
	表示錠				表示錠						

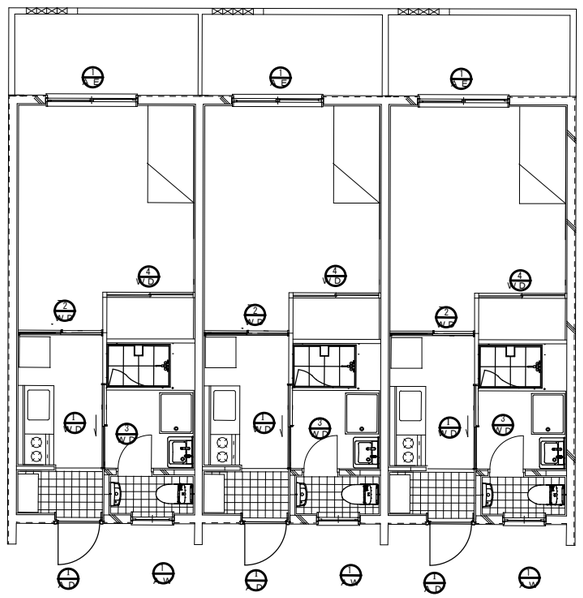

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺	金属製,木製建具表 A-1　S＝1：60　　A-3　S－1：120	
発注機関	伊是名村			図面番号	A － 8	
適　用				設計者	名　称	（有）　大友設計
検　印	管理建築士	設　計	製　図		資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
					登録番号	189-1851号
					所　在　地	沖縄県浦添市内間1-7-2

台所

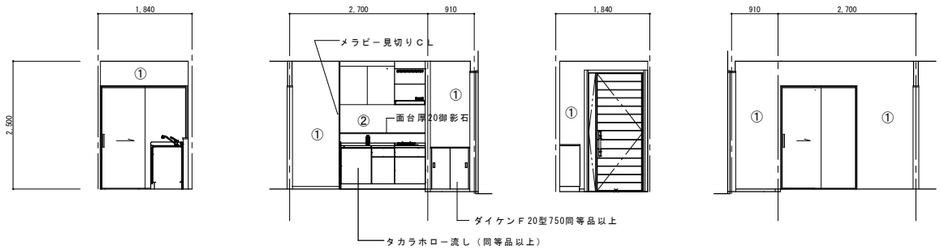

展開-1　展開-2　展開-3　展開-4

洗面所

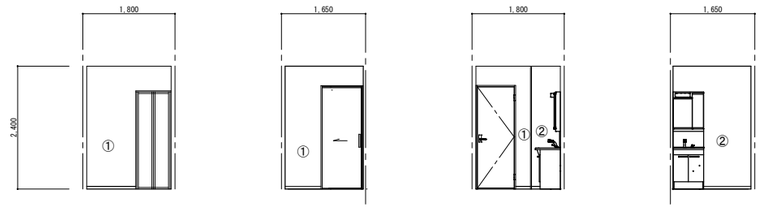

展開-1　展開-2　展開-3　展開-4

ＷＣ

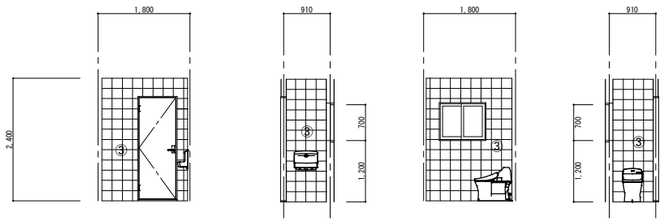

展開-1　展開-2　展開-3　展開-4

洋間

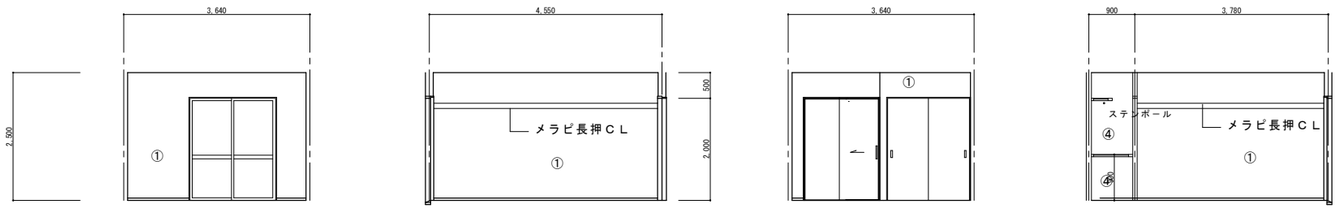

展開-1　展開-2　展開-3　展開-4

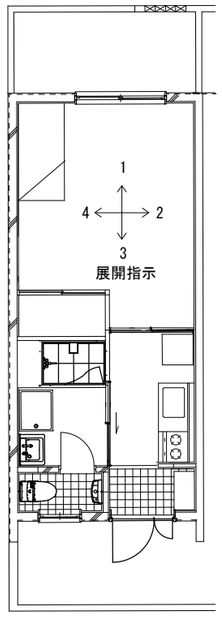

① クロス仕上げ
② キッチンパネル
③ 200角陶器質タイル張り
④ ラワン合板

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度		令和 2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺		展開図 A-1　S＝1：60　　A-3　S－1：120
発注機関	伊是名村			図面番号		A － 9
適　用				設計者	名　称	（有）　大友設計
検　印	管理建築士	設　計	製　図		資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
					登録番号	189-1851号
					所　在　地	沖縄県浦添市内間1-7-2

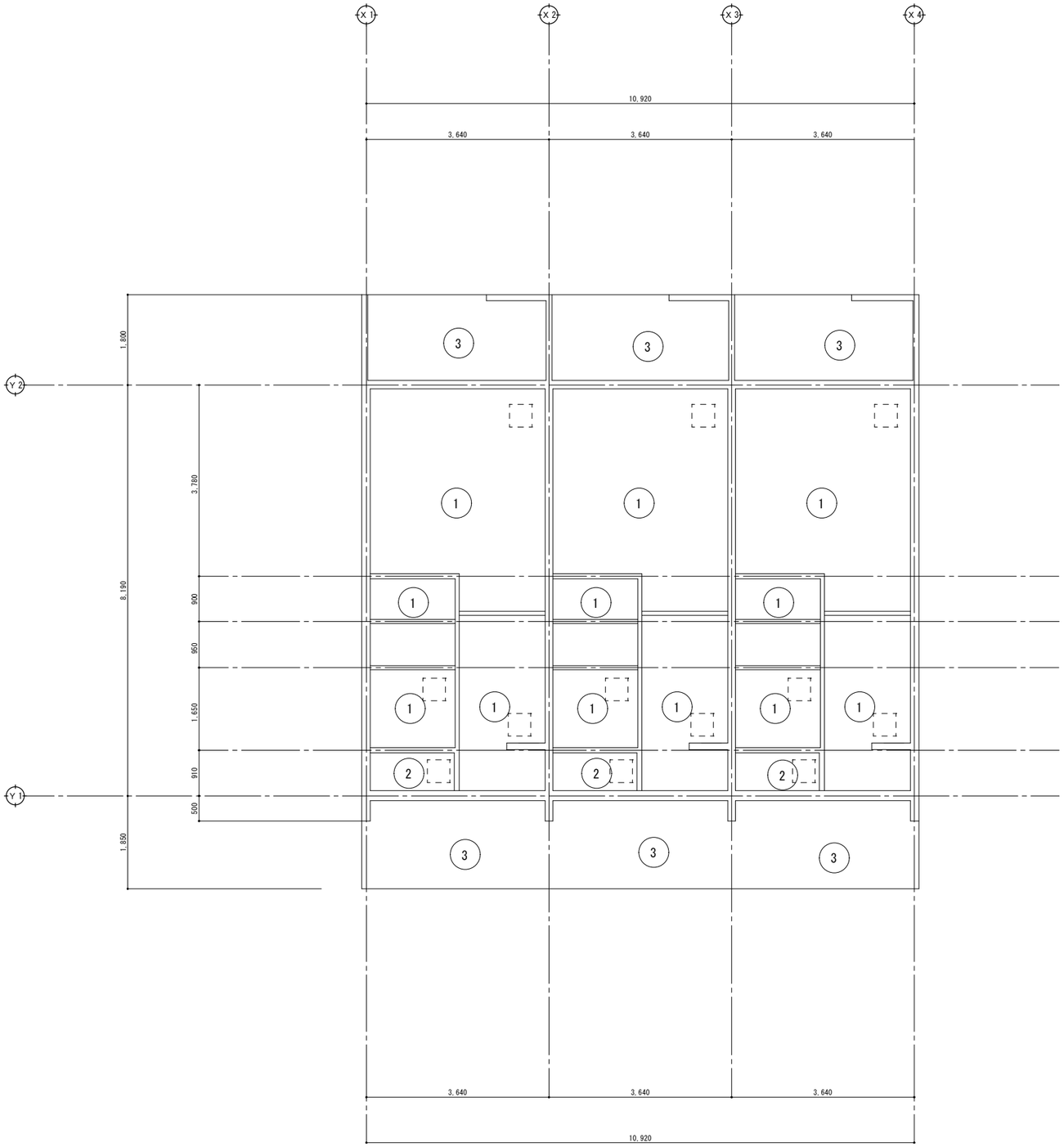

1 t9.5石膏ボード下地t9.0ロックウール吸音板仕上げ

2 バスリブ

3 コンクリート補修ＥＰ仕上げ

450角天井点検口

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和 2 年度	
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺	天井伏せ図 A-1 S＝1：50　A-3 S－1：100	
発注機関	伊是名村			図面番号	A － 10	
適　用				設計者	名　称	（有） 大友設計
検　印	管理建築士	設 計	製 図		資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広
					登録番号	189-1851号
					所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2

玄関前袖壁S=1/20

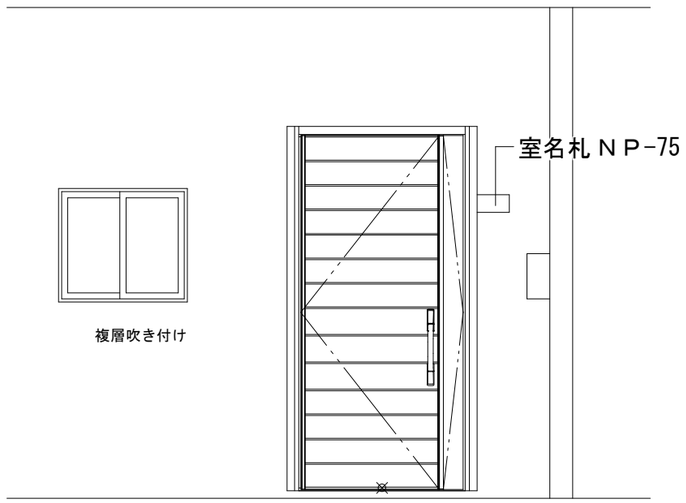

玄関前詳細図S=1/20

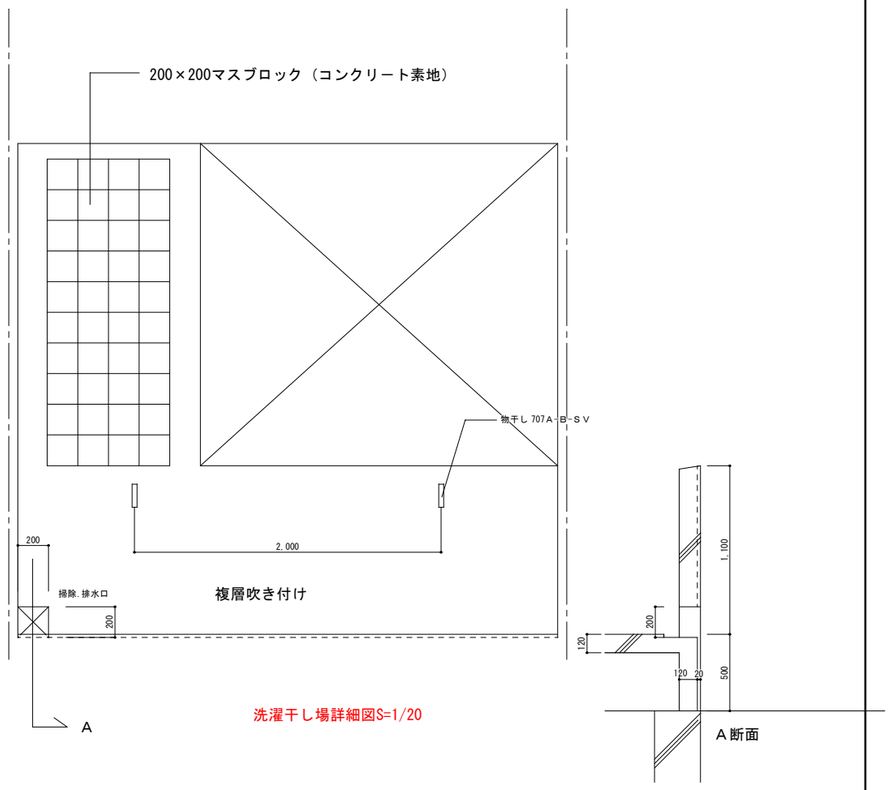

洗濯干し場詳細図S=1/20

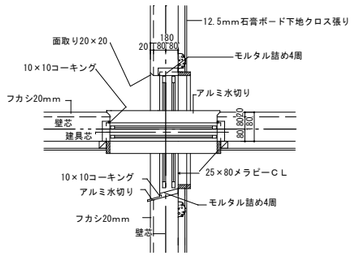

開口詳細図S=1/20

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和　2 年度	
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　　尺	外部詳細図 A-1　S＝1：20　　A-3　S－1：40	
発注機関	伊是名村			図面番号	A －　11	
適　　用				設計者	名　　称	（有）　大友設計
検　　印	管理建築士	設　計	製　図		資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
					登 録 番 号	189-1851号
					所　在　地	沖縄県浦添市内間1-7-2

このレイアウトプランは参考図面ですので価格・仕様・設置・納期等の詳細に
ついては注文依頼先、設置業者の方に必ず確認して頂きますようお願い致します。
・土間は架台底面より多少のクリア寸法を考慮して仕上げてください。
・ドアアングル下端とユニットFLの段差は8mmになります。
・ハンドバー設置位置は参考です。設置の際は位置を充分に打ち合わせ願います。
・天井の寸法はご確認お願いします。
・外寸は突出部を含みます。

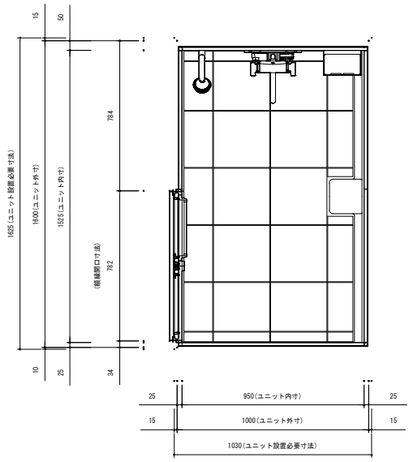

＜平面図＞

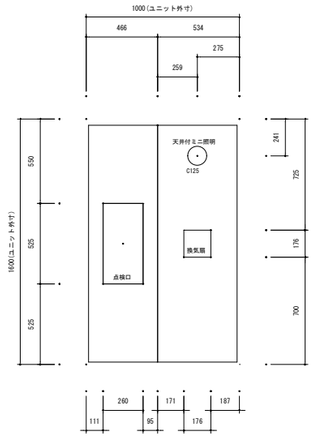

＜天井伏図＞

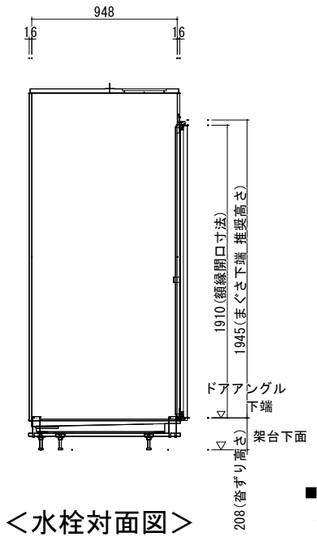

■ボルト脚架台高さ寸法
沓ずり高さに対して
-8～＋12mm調整可能

＜水栓対面図＞

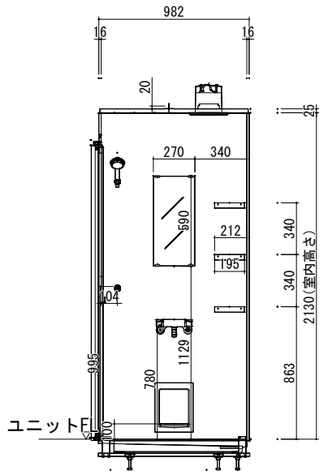

＜水栓側面図＞

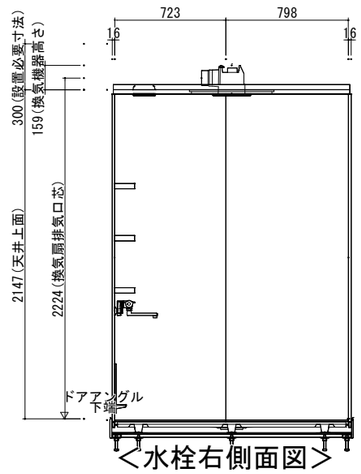

＜水栓右側面図＞

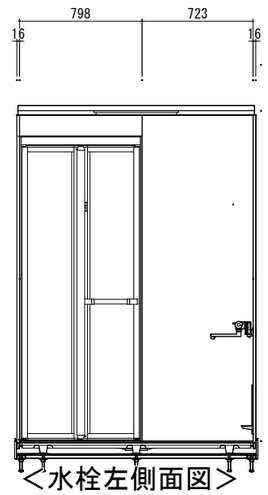

＜水栓左側面図＞

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和 2 年度	
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺	シャワーＵＮ詳細図 A-1 S＝1：20　A-3 S－1：40	
発注機関	伊是名村			図面番号	A － 12	
適　用				設計者	名　称	（有） 大友設計
検　印	管理建築士	設 計	製 図		資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広
					登録番号	189-1851号
					所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2

流し台仕様
1　ナガシ台
2　ガス台
3　バックガード
4　吊棚
5　レンジフード
6　シロッコファン用金具

ホロー流し台

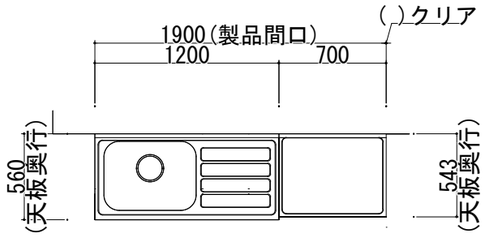

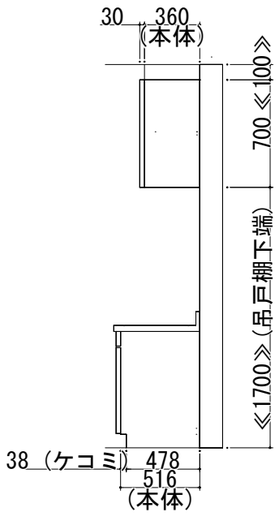

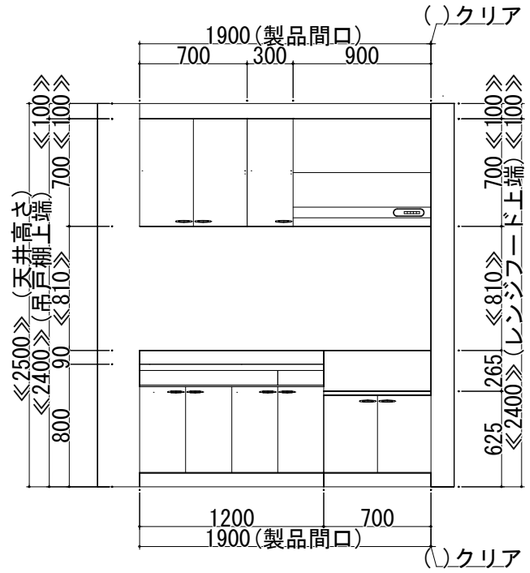

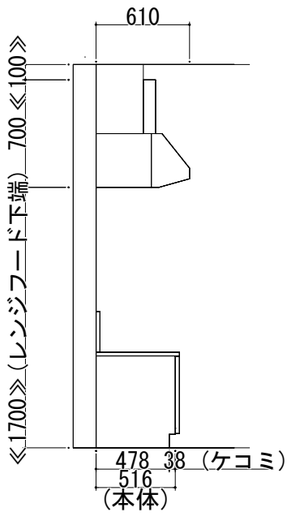

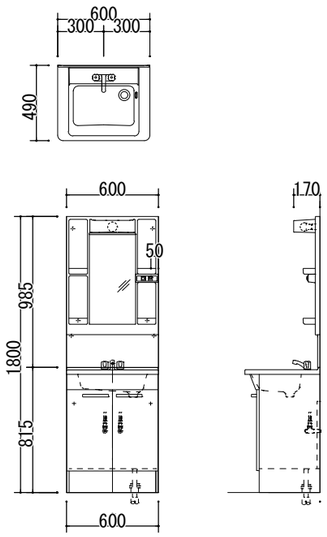

洗面代

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和　2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺	流し台.ガス台.洗面台 A-1　S＝1：20　　A-3　S－1：40
発注機関	伊是名村			図面番号	A － 13
適　用					
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称：（有）　大友設計
					資格者氏名：1級建築士　第184341号　大城保広
					登録番号：189-1851号
					所在地：沖縄県浦添市内間1-7-2

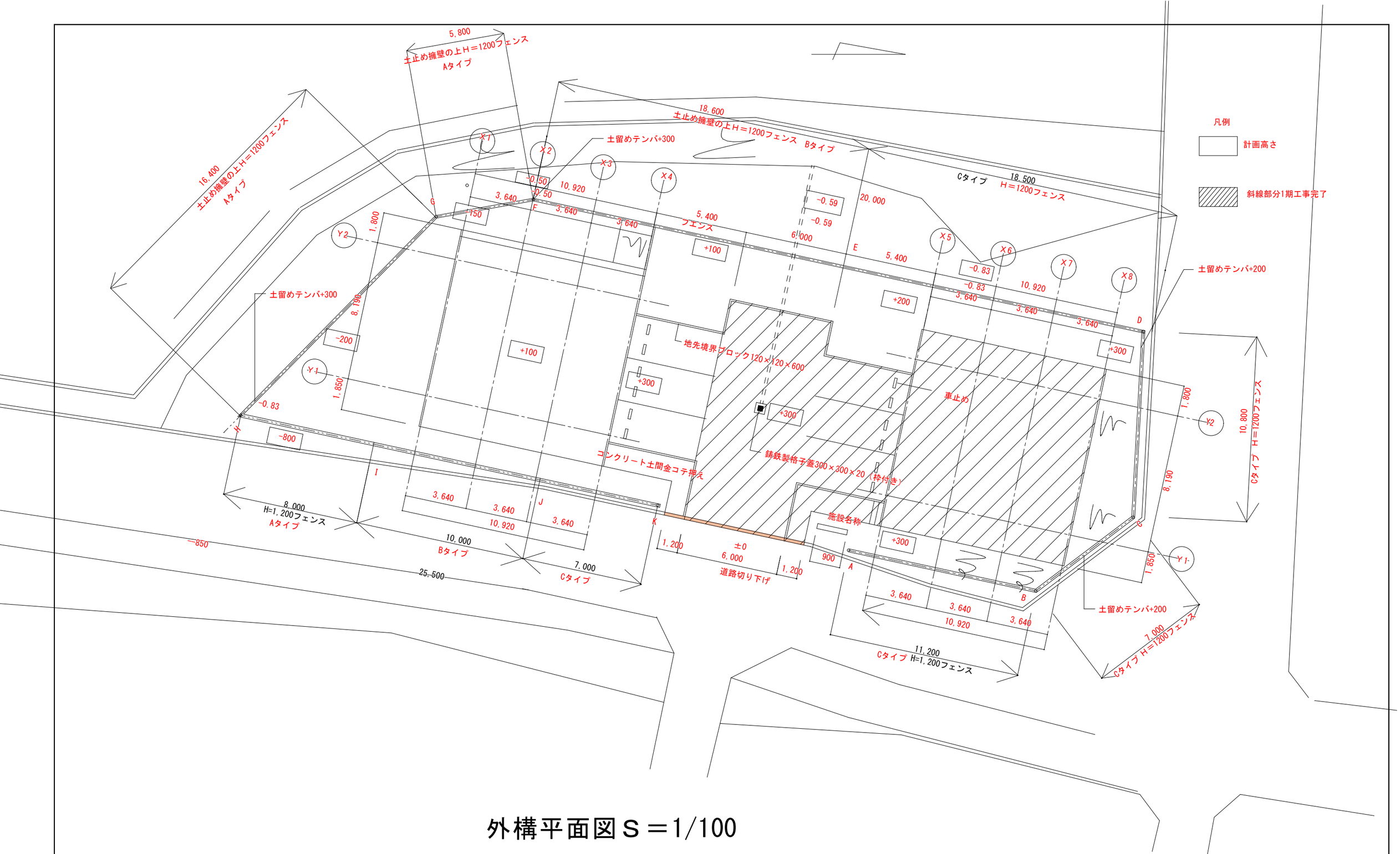

外構平面図Ｓ＝1/100

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）	工事年度	令和　2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内	図面名称	外構図-1
発注機関	伊是名村	縮　尺	A-1　S＝1：100　　A-3　S－1：200
適　用		図面番号	A －　14
検　印	管理建築士 / 設　計 / 製　図	設計者 名　称	（有）　大友設計
		資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
		登録番号	189-1851号
		所　在　地	沖縄県浦添市内間1-7-2

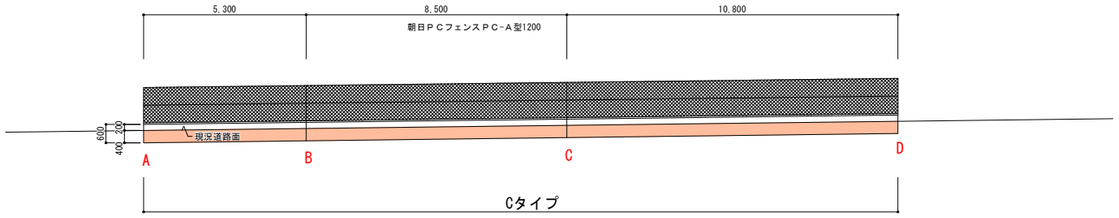

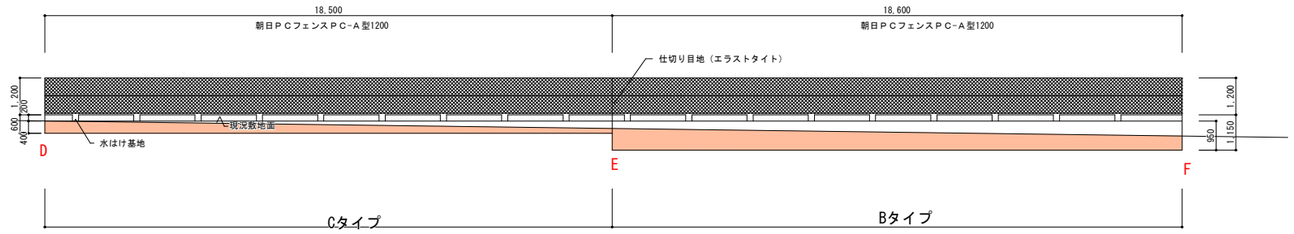

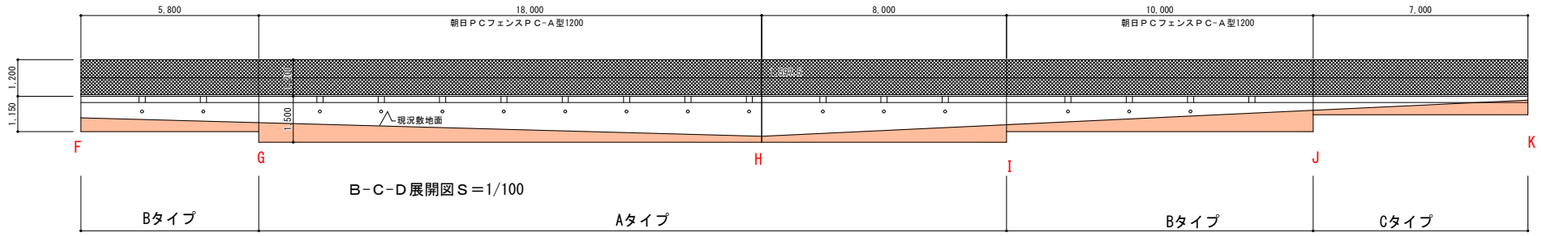

Ｂ-Ｃ-Ｄ展開図Ｓ＝1/100

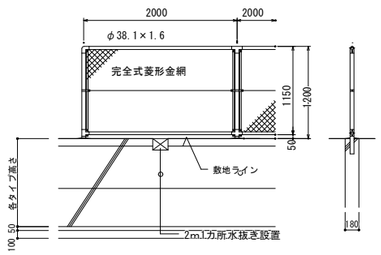

土止め上フェンスＳ＝1/40

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度		令和　2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺		外構図-2 A-1　S＝1：100/40 A-3　S－1：200/80
発注機関	伊是名村			図面番号		A －　15
適　用				設計者	名　称	（有）　大友設計
検　印	管理建築士	設　計	製　図		資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
					登録番号	189-1851号
					所　在　地	沖縄県浦添市内間1-7-2

土止め壁Ｓ＝1/20

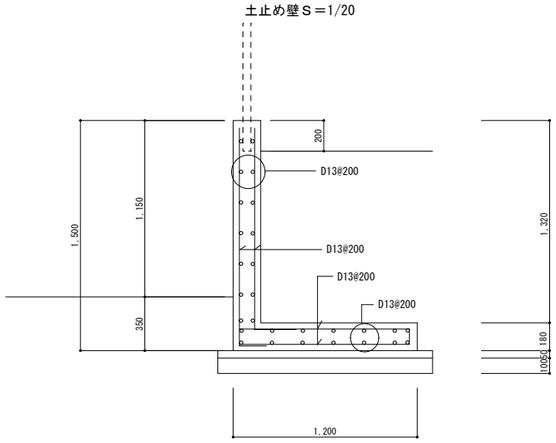

土止め壁　AタイプＳ＝1/20

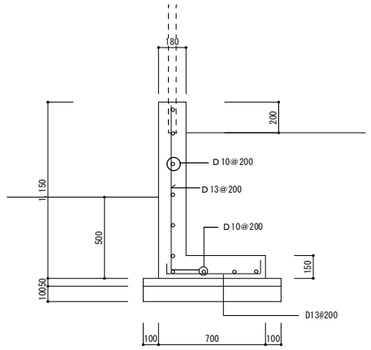

土止め壁　BタイプＳ＝1/20

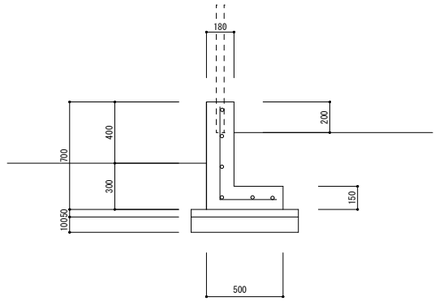

土止め壁　CタイプＳ＝1/20

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和　2 年度	
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　　尺	外構図-3 A-1　S＝1：20　　A-3　S－1：40	
発注機関	伊是名村					
適　　用				図面番号	A －　16	
検　　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　　称	（有）　大友設計
					資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
					登録番号	189-1851号
					所　在　地	沖縄県浦添市内間1-7-2

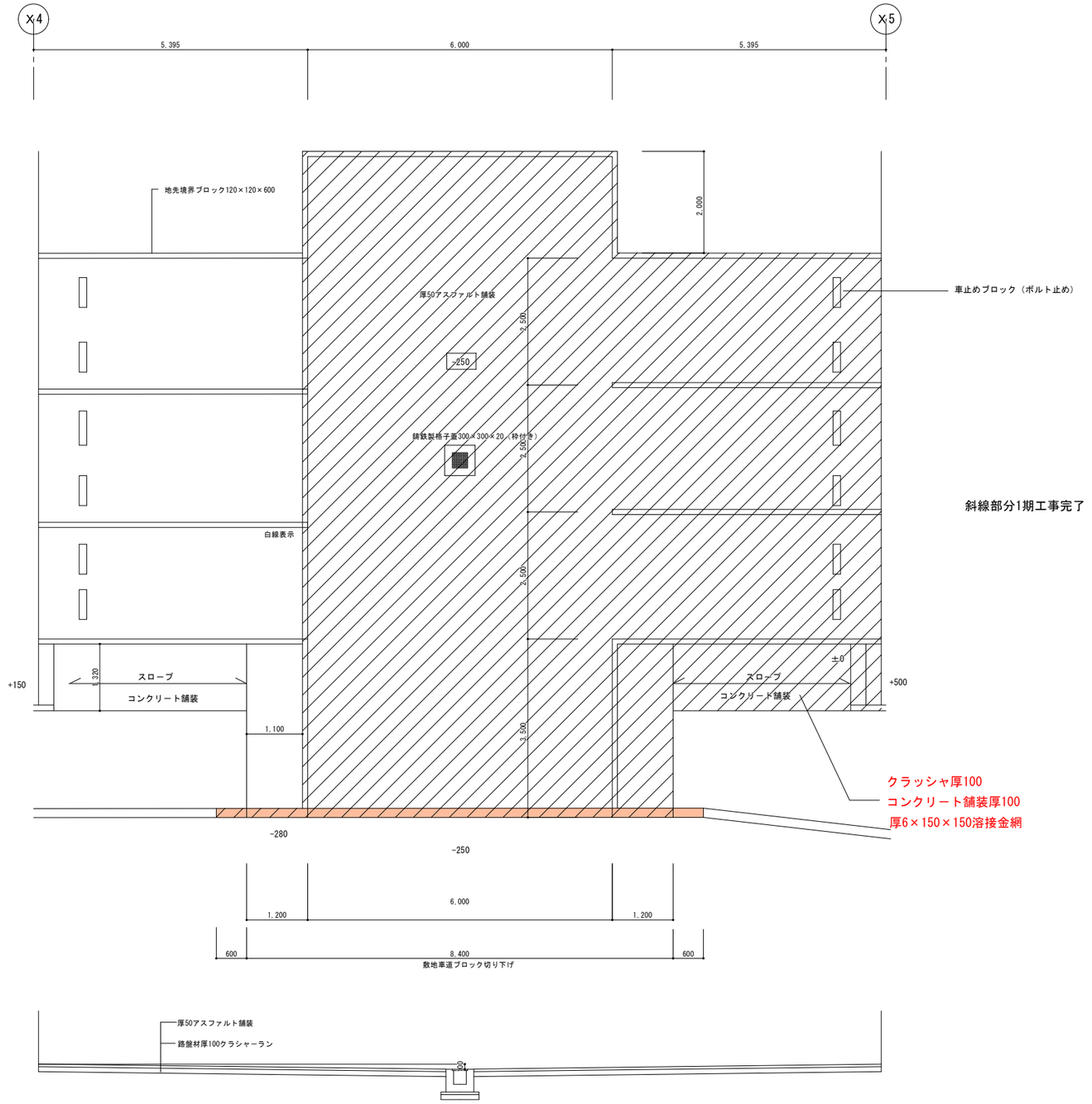

斜線部分1期工事完了

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和 2 年度	
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称	外構図-4	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S＝1：200 A-3 S－1：400	
適 用				図面番号	A － 17	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	（有） 大友設計
					資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広
					登録番号	189-1851号
					所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2

構造設計標準仕様書

適用は ■ 印を記入する。

1．一般事項

1）工事内容

工事名称	伊是名村定住促進住宅建設工事
工事種別	新築
構造種別	鉄筋コンクリート壁式構造
主要用途	長屋
建物規模	地上１階建て

2）建築物の構造内容

構造計算ルート	Ｘ方向ルート：　Ｙ方向ルート：
屋上付属物	特に無し
特別な荷重	特に無し
付帯工事	特に無し
増築計画	特に無し

2．使用構造材料

1）コンクリート

Ｆｃ(N/mm²)	種類	適用箇所	スランプcm	品質基準強度
27	普通	躯体	18	21（＋3+3）
27	普通	基礎	１５	21（＋3+3）
27	普通	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ	１５	21（＋3+3）
18	普通	捨てｺﾝｸﾘｰﾄ	―	18
21	普通	外構工作物	１５	21
18	普通	駐車場	―	18

2）鉄筋

項目	径	使用箇所	継手工法	備考
ＳＤ２９５	D10～D16	構造図面参照	重ね継手	
ＳＤ３４５	D19～D22	構造図面参照	ガス圧接継手	

3）コンクリートブロック

項目	種類	使用箇所	備考
ＣＢ１００	Ｃ種	有り	
ＣＢ１２０	Ｃ種	無	
ＣＢ１５０	Ｃ種	無	
ＣＢ１９０	Ｃ種	無	

4）鉄骨

項目	現場溶接	使用箇所	設計基準強度	備考
ＬＨ	無	大梁	□0.9Ｆ □1.0Ｆ	
ＳＳＣ	無	各梁	□0.9Ｆ □1.0Ｆ	
ＳＴＫＲ４００	無	柱	□0.9Ｆ □1.0Ｆ	
ＳＳ４００	無	二次部材	□0.9Ｆ □1.0Ｆ	

5）ボルト

項目	種類	径	使用箇所	備考
高力ボルト				
中ボルト	図示による	図示による	図示による	
アンカーボルト	図示による			
頭付スタッド	図示による			

6）屋根、床材、壁材

適用箇所	使用材料	型　式
屋根材	0.6mmルーフデッキ	山形
庇　材	0.6mmルーフデッキ	山形
壁　材	厚16mmサイディング	

3．地盤

（１）地盤調査資料

■有（■敷地内　□近隣）　□表面波探査調査　□スウェーデン式サウンディング試験
□無（調査予定　□有　□無）

（２）地盤調査計画

□ボーリング調査　□静的貫入試験　□標準貫入試験　□水平地盤反力係数の測定
□土質試験　□物理探査　□平板載荷試験　□

（３）地盤調査及び試験杭の結果により、杭長、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある

（４）ボーリング標準貫入値、土質構成

深度	土質	N値	標準貫入試験 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 6.0

○調査地盤

○位置図

○孔内水位
ＧＬ　－　　ｍ

○近隣データの調査地番と設計地番とは約　ｍの距離がある

○備考

4．地業工事

1）直接基礎

基礎種類	□独立基礎　■布基礎　□地盤改良による独立基礎
支持層	
長期許容支持力度	Lfe = 500kN/㎡（基礎下）
試験掘り	□有　□無
載荷試験	■有　□無

2）杭基礎

杭種類	
支持層	
材料	
施工方法	
試験杭	□有・□無（□打ち込み・□載荷）　本
杭仕様	□施工計画書承認　□杭施工結果報告書

・使用杭　※「基礎伏図」参照

杭径（mm）	設計支持力（kN）	杭の先端の深さ（m）	本数	特記事項

5．鉄筋コンクリート工事

（１）コンクリート

■コンクリートはＪＩＳ認定工場の製品とし施工に関してはＪＡＳＳ5-1997による。

■セメントは、ＪＩＳ　R5210の普通ポルトランドセメントを標準とする。

■調合計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。

■寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調合、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。

■フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（財）国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し承認を得る。
測定検査の回数は、通常の場合、１日１回以上とし、１回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて３回行い、その平均値を試験値とする。

■構造体コンクリート現場の圧縮強度試験供試体（ＪＡＳＳ5Ｔ－603）は、現場水中養生、または現場封かん養生とし、採取は打ち込み工区ごと、打ち込み日ごとをとする。
また、打ち込み量が150m³をこえる場合は150m³ごとまたは、その端数ごとに一回を標準とする。
一回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた３台の運搬車からその必要本数を採取する。
なお、供試体の数量は、特別指示なき場合は、１回当り６本以上とし、そのうち４周用に３本を用いる。

■ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ちコンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が２５℃未満の場合は１５０分、２５℃以上の場合は１２０分以内とする。

（２）鉄　筋

■鉄筋はＪＩＳ　G3112の規格品を標準とする。

■鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋標準（１）（２）」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）（２）」による。

■Ｄ１９未満は、すべて重ね継手とする。継手（Ｄ１９以上）をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。

□ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごと（200箇所を超えるときは、200箇所ごと）に１回行い、１回の試験は５本以上とする。
外観検査　□有　□無、　引張試験　□有　□無、　超音波探傷試験　■有　□無

■柱の帯筋（ＨＯＯＰ）の加工方法は、■Ｈ型（タガ型）　□W型（溶接型）　□Ｓ型（スパイラル型）とする。

■コンクリート及び鉄筋の試験は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第４条の試験機関で行うこと。

試験機関名

代行業者名

代行業者名とは、試験、検査に伴なう業務を代行する者をいう。

（３）型　枠

■材料　　合板厚１２㎜を標準とする。　　□

■型枠最小存置期間

コンクリートの材令（Ｈ）＼種類	せき板				支柱		
部位	基礎、梁側、柱、壁		スラブ下、梁下		スラブ下	梁下	
セメントの種類	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントＡ種 シリカセメントＡ種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントＡ種 シリカセメントＡ種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントＡ種 シリカセメントＡ種	早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント 高炉セメントＡ種 シリカセメントＡ種
存置期間の平均気温							
１５℃以上	2	3	4	6	8	17	28
５℃～１５℃	3	5	6	10	12	25	28
５℃未満	5	8	10	16	15	28	28
コンクリートの圧縮強度	５０Ｎ／㎟		設計基準強度の５０％		設計基準強度の ８５％		１００％

注）１　片持梁、庇、スパン9.0m以上の梁下は、工事監理者の指示による。

注）２　大梁の支柱の盛りかえは行わない。また、その他の梁の場合も原則として行わない。

注）３　支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。

注）４　盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。

注）５　支柱の盛りかえは、小梁が終ってから、スラブを行う。
一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。

注）６　上表以外のセメントを使用する場合は工事監理者の指示による。

6．鉄骨工事

（１）鉄骨工事は指示のない限り下記による

■日本建築学会「ＪＡＳＳ６」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」
■鋼材倶楽部「建築鉄骨工事施工指針」

（２）工事監理者の承認を必要とするもの

製作工場　　■製作要領書　■工作図　■施工計画書
建設省告示第１１０３号による認定工場（大臣認定 Ｍ グレードまたは都登録　　ランク）
■材料規格証明書または試験成績書
■鋼材　□高カボルト　□特殊ボルト　□スタッドボルト
■社内検査表　□

（３）工事監理者が行う検査項目

（口印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること）
■現寸検査　■組立・開先検査　■製品検査　■建方検査　□

（４）接合部の溶接は下記によること

■東京都アーク溶接工事管理基準（建築構造設計指針第１２章）
■鉄骨造建築物の溶接工事に関する指導指針（建築構造設計指針第１２章）
■日本建築学会「溶接工作規準、同解説Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ」

（５）接合部の検査

■溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法	検査率又は検査数 社内	第三者	工事監理者	備考
■突合せ溶接部	超音波探傷試験	１００％	３０％	０％	
□	外観（目視）検査	１００％	３０％	１００％	
□	マクロ試験・その他	個	個	個	
第三者検査機関名					
第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。					

注）現場溶接部については原則として第三者による全数検査を行うこと。

□高カボルトは「ＪＩＳ　B1186の高力ボルト」を標準とする。摩擦面の処理は黒皮などを座金外径２倍以上の範囲でショットブラスト、グラインダー掛け等を用いて除去した後、　屋外に自然放置して発生した、赤さび状態であること。ただし、ショットブラスト、グリットブラストによる処理で表面あらさが５０Ｓ以上である場合は、赤さびは発生しないままでよい。

□高カボルトの締付けに使用する機器はよく調整されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分密着するよう注意して行う。また、締付けは原則として２度締めとする。
締付け後の検査は、各締付け工法別に適切な締付けが行なわれているか検査する。

（６）防錆塗装

■防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止めペイントは、ＪＩＳ　K5621、２回塗りを標準とする。

■現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し２回塗りとする。

■外部露出鉄骨部材は、全て溶融亜鉛メッキ塗装とする。

（７）耐火被覆の材料

□

7．設備関係

□特記以外の梁貫通孔は原則として設けない、設ける場合は設計者の承認を得ること。
□設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。
□床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの１／３以下とし管の間隔を５cm以上とする。

令第129条の2の4の事項
・建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。
□建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。
□屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
□煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm以下とすること。
□煙突で屋内にある部分は、鉄筋コンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造、れんが造、石造若しくはｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造とすること。
□建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
　□風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
　□建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
　□管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
　□管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
□法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。

8．その他

■諸官庁への届出書類は遅滞なく提出する事。
■各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告する事。
■必要に応じて記録写真を撮り保管すること。

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）	工事年度	令和 2 年度
工事場所	伊是名村字仲田地内	図面名称 縮　尺	構造設計標準仕様書
発注機関	伊是名村	図面番号	ＳＰ-1
適　用			

検　印	管理建築士	設計	製図

設計者	
名　称	有限会社　大友設計
資格者氏名	1級建築士第184341号　大城　保広
登録番号	第189-1851号
所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2

鉄筋コンクリート構造配筋標準図　（1）

1．一般事項

（1）構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
（2）記号
d･･･異形棒鋼の呼び名に用いた数値（丸鋼では径）　D･･･部材の成　R･･･直径
@･･･間隔　r･･･半径　℄･･･中心線　ℓo･･･部分間の内法距離　ｈo･･･部材間の内法高さ
ＳＴ･･･あばら筋　ＨＯＯＰ･･･帯筋　Ｓ.ＨＯＯＰ･･･補助帯筋　φ･･･直径又は丸鋼

2．鉄筋加工、かぶり

（1）鉄筋末端部の折曲げの形状

折曲げ角度	１８０°	１３５°	９０°
図	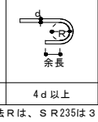	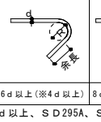	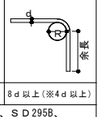
鉄筋の余長	４ｄ以上	６ｄ以上（※４ｄ以上）	８ｄ以上（※４ｄ以上）
折曲げ内法寸法Ｒは、ＳＲ235は３ｄ以上、ＳＤ295Ａ、ＳＤ295Ｂ、ＳＤ345のＤ16以下は、３ｄ以上、Ｄ１９以上は４ｄ以上			

折り曲げ角度９０°はスラブ筋・壁筋の末端部又はスラブと同時に打ち込むＴ形及びＬ形梁のｷｬｯﾌﾟﾀｲにのみ用いる。

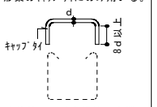

※片持スラブ上端筋の先端

（2）鉄筋中間部の折曲げの形状　　鉄筋の折曲げ角度９０°以下

図	鉄筋の使用個所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内のり寸法（R）
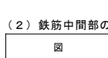	帯筋 あばら筋 スパイラル筋	ＳＲ235、ＳＤ295Ａ ＳＤ295Ｂ、ＳＤ345	１６φ Ｄ１６　以下	３ｄ以上
			１９φ Ｄ１９　以下	４ｄ以上
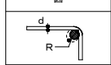	上記以外の鉄筋	ＳＲ235、ＳＤ295Ａ	１６φ Ｄ１６　以下	４ｄ以上
		ＳＤ295Ｂ、ＳＤ345	１９φ～２５φ Ｄ１９～Ｄ２５	６ｄ以上
			２８φ～３２φ Ｄ２９～Ｄ３８	８ｄ以上

（3）鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N／mm²）	フックなし L1	フックなし L2	フックなし L3 小梁	フックなし L3 ｽﾗﾌﾞ	フックあり L1h	フックあり L2h	フックあり L3h 小梁	フックあり L3h ｽﾗﾌﾞ
ＳＤ295Ａ ＳＤ295Ｂ	18	45d	40d	20d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	—
	21	40d	35d			30d	25d		
	24, 27	35d	30d			25d	20d		
	30, 33, 36	35d	30d			25d	20d		
ＳＤ345	18	50d	40d			35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
	24, 27	40d	35d			30d	25d		
	30, 33, 36	35d	30d			25d	20d		

※柱に取り付ける梁の鉄筋の定着長さは、40dと上表のうち大きい値とするとする。

［継　手］
1．末端のフックは、定着及び重ね継手の長さに含まない。
2．継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
3．直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする。
4．Ｄ２９以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
5．鉄筋径の差が、７ｍｍを超える場合は、圧接としてはならない。

ガス圧接形状

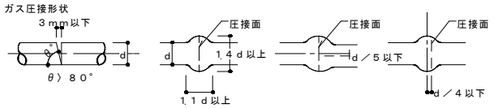

圧接継手　　重ね継手（下図のいずれかとする）

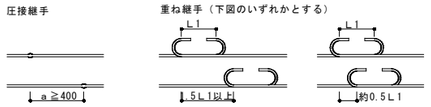

（4）かぶり厚さ

構造部分の種別			設計かぶり厚さ（mm）	最少かぶり厚さ（mm）
土に接しない部分	スラブ，耐力壁以外の壁	屋内	30	20
		屋外	40 (1)	30(20)
	柱，梁，耐力壁	屋内	40	30
		屋外	50 (2)	40 (1) (30)
	擁壁，耐圧スラブ		50 (2)	40
土に接する部分	柱，はり，スラブ・壁		50	40 (4)
	基礎，擁壁，耐圧スラブ		70	60 (4)

注（1）耐久性上有効な仕上げがある場合、工事監理者の承認を受けて３０ｍｍとすることができる。
（2）耐久性上有効な仕上げがある場合、工事監理者の承認を受けて４０ｍｍとすることができる。
（3）コンクリートの品質および施工方法に応じ、工事監理者の承認を受けて４０ｍｍとすることができる。
（4）軽量コンクリートの場合は、１０ｍｍ増しの値とする。
（5）（　）内は仕上げがある場合。改定により標準かぶり厚さは１０ｍｍ増し
※ ひび割れ誘発目地部など鉄筋のかぶり厚さが部分的に減少する箇所についても最小かぶり厚さを確保する。

（5）鉄筋のあき
丸鋼では径、異形鉄筋では呼び名に用いた数値１．５ｄ以上
粗骨材の最大寸法の１．２５倍以上かつ２５以上

図の●印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックが必要

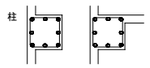

（6）鉄筋のフック　（ａ～ｆに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。）
ａ.丸鋼　ｂ．あばら筋、帯筋、ｃ．煙突の鉄筋
ｄ.柱、梁（基礎梁は除く）の出すみ部分の鉄筋（右図参照）
ｅ.単純梁の下端筋
ｆ.その他、本配筋標準に記載する個所

3．杭　（地震力等の水平力を考慮する必要のある場合は、別途検討すること。）

（1）ＰＣ杭、又はＰＨＣ杭の全てに補強を行う

所定の位置に止まった場合	所定より低く止まった場合
A形 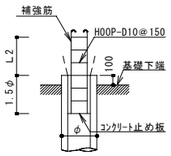	但しℓ≦φの場合 ℓ＞φの場合は工事監理者の指示による 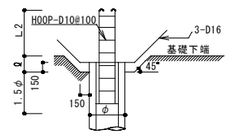
B形 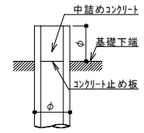	A形／中詰めｺﾝｸﾘｰﾄ補強筋

A形／中詰めｺﾝｸﾘｰﾄ補強筋	
杭　径	補強筋
300φ 350φ	6-D13
400φ	8-D13
450φ	10-D13
500φ	8-D16
600φ	10-D16

（2）現場打ちコンクリート杭

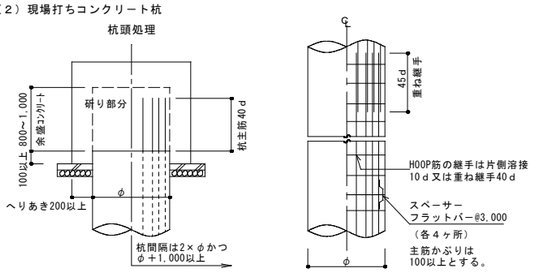

4．基礎

（1）直接基礎

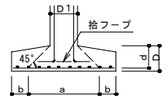

ベース筋
ａ＝Ｄ1＋２ｄの範囲
主筋間隔は２００以下
ｂの範囲
主筋間隔の１．５倍かつ３００以下

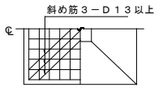

（2）杭基礎

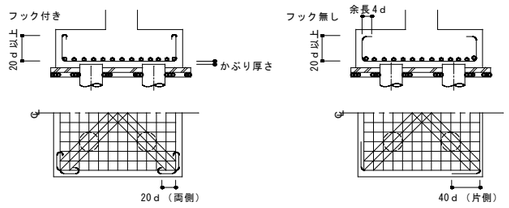

（3）べた基礎
ハンチを付けた場合（ａ≧３）

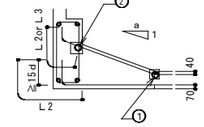

1．耐圧版鉄筋の継手位置は床スラブにならう
但し上筋と下筋を読みかえる
2．①の鉄筋はスラブ主筋の径以上とする
3．②の鉄筋はＤ13以上
4．埋戻し土のある場合は40を70とする

（4）基礎接合部の補強

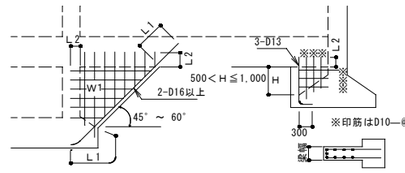

※印筋はD10―@200とする

W1の三角壁厚さは、200以上又は地中梁幅とし、配筋は同厚の壁リストにならう

Ｈ≦500は※印筋は不用とする

（5）小規模鉄骨造の柱脚固定の配筋

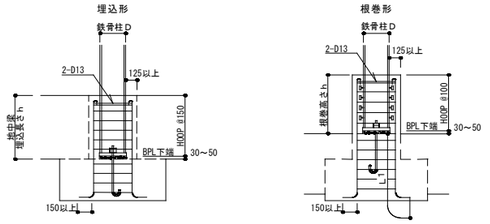

・埋込長さｈ：角形鋼管の3Ｄ以上、Ｈ形鋼管の2.5Ｄ以上

・根巻高さｈ：角形鋼管の3Ｄ以上、Ｈ形鋼管の2.5Ｄ以上

5．地中梁

（1）独立基礎、杭基礎の場合　（定着、継手）

※上端主筋の定着は、やむを得ない場合、上向きとすることができる

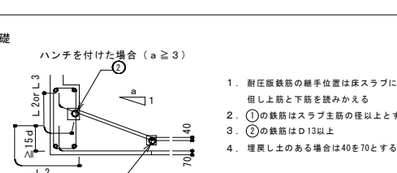

（2）布基礎、べた基礎の場合　（定着、継手）

（3）水平ハンチの場合のあばら筋加工要領

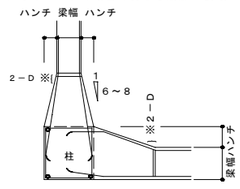

※一般のあばら筋と同様のものを２本束ねる

（4）成の高い梁のあばら筋加工要領図

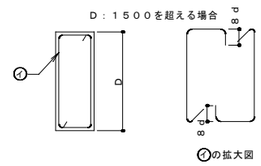

6．柱

（1）柱主筋の継手

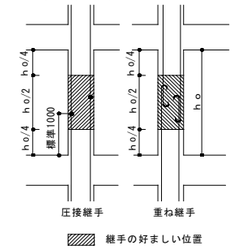

（2）柱主筋の定着

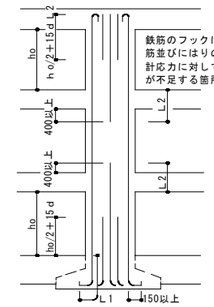

鉄筋のフックは柱頭の四隅の鉄筋並びにはりのせいが小さく設計応力に対して必要な定着長さが不足する箇所に付ける

（3）帯　筋

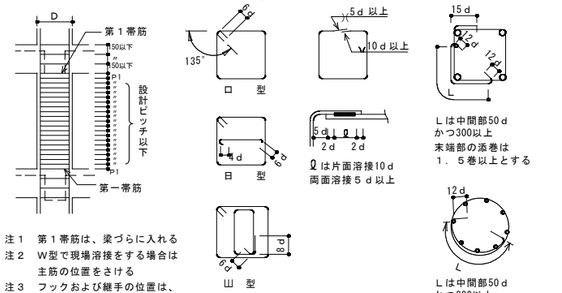

注１　第１帯筋は、梁づらに入れる
注２　Ｗ型で現場溶接をする場合は主筋の位置をさける
注３　フックおよび継手の位置は、交互とする

（4）斜め柱・斜め梁

○柱幅と斜材（柱又は梁）幅が同一　　○柱幅と斜材幅が異なる　　○柱脚で斜材となる

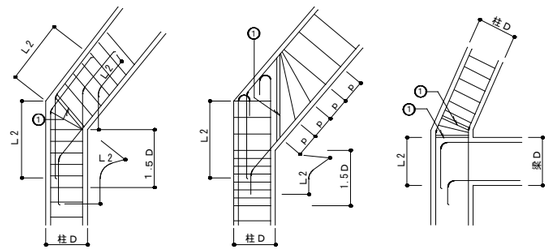

注１　１．５Ｄの範囲の柱の帯筋は一段太いものか、又はダブル巻きとし@１００以下とする。
注２　① の鉄筋は２－Ｄ１３かつ、２本の一段太い鉄筋とする。

（5）絞り

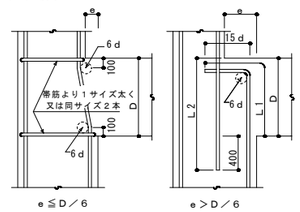

（6）二段筋の保持
ａ＝1.5×（呼び名の数値）

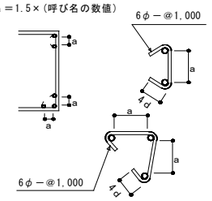

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）	工事年度	令和 2 年度
工事場所	伊是名村字仲田地内	図面名称 縮　尺	鉄筋コンクリート構造配筋標準図　（1）
発注機関	伊是名村	図面番号	ＳＰ-2
適　用			
検　印	管理建築士 / 設計 / 製図	設計者 名称	有限会社　大友設計
		資格者氏名	1級建築士第184341号　大城　保広
		登録番号	第189-1851号
		所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2

鉄筋コンクリート構造配筋標準図　（２）

Ｌ＝鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）の２－（３）による。

７．大梁、小梁、片持梁

（１）定着

ⓐ 大梁

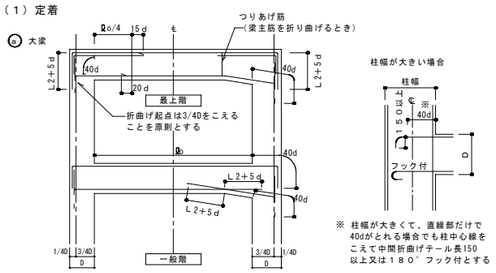

※ 柱幅が大きくて、直線部だけで40dがとれる場合でも柱中心線をこえて中間折曲げテール長150以上又は１８０°フック付とする

＜ 下記次項は標準図に優先して適用する ＞

○はり主筋の柱はり接合部への定着長さは40d以上とする。

○はりの下端筋は原則として上向きに折曲げ定着するほか、上下はり主筋の水平投影長さは柱せいの0.8倍以上とする。

ⓑ 小梁の定着

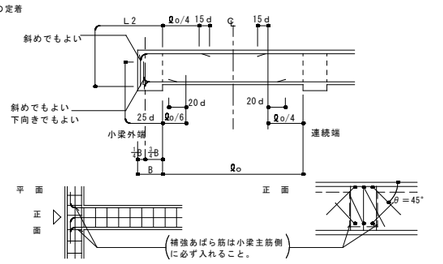

ⓒ 片持梁の定着

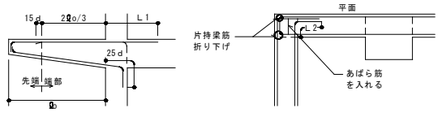

（２）大梁主筋の継手

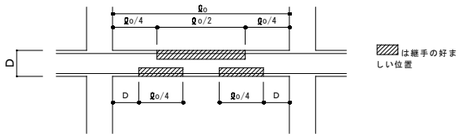

（３）あばら筋、腹筋、幅止めの配置

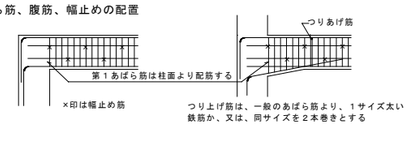

（４）あばら筋の型　（注、床版がない場合は１３５°以上のフックとする）

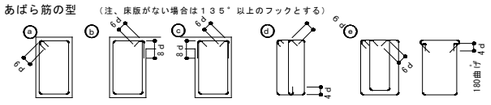

（イ）原則としてⓐのフック先曲げとする。片側床版付（Ｌ型）梁でⓑ、両側床版付（Ｔ型）梁でⓒ又はⓓとすることができる。

（ロ）フックの位置はⓐにあってはスラブ側とする。

（５）幅止め筋の本数、加工

腹筋	Ｄ＜600　不要	
	600≦Ｄ＜900	2-D10（9φ）１段
	900≦Ｄ＜1200	4-D10（9φ）２段
	1200≦Ｄ	D10（9φ）@300以内
幅止め筋	D10（9φ）@1000以内で割り付ける	

８．床　板

（１）定着および継手

ⓐ 一般床スラブ

継手位置は原則として下表による。

		標準継手位置
上端筋	短 辺 方 向	B
	長 辺 方 向	B
下端筋	短辺・長辺方向	A　C

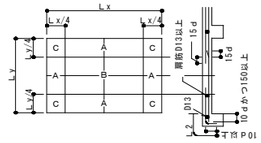

ⓑ 片持床スラブ

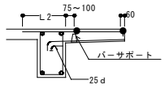

（２）屋根スラブの補強

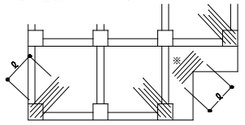

ⓐ補強筋は各５－Ｄ１０又はスラブ主筋の同一径で ℓ=１５００とし、上端筋の下に配筋する

ⓑ※の個所（入隅）は各階補強する

（３）片持ちスラブ出隅部補強

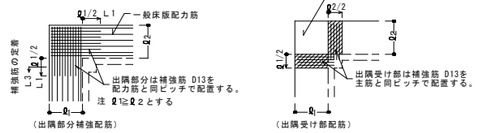

（４）床板開口部の補強（開口の径５００以上の場合）

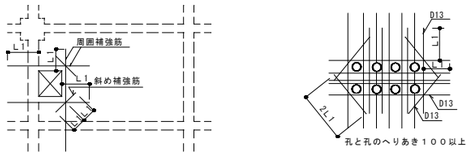

床板厚さD	周　囲	斜　め
D≦150	各2-D13	各1-D13
150＜D≦200	各2-D13	各2-D13
200＜D≦300	各2-D19	各2-D16

注）設備の小開口が連続してあく場合は縦、横、斜補強筋とは別に開口によって切られる鉄筋と同じ鉄筋を開口をさけて補強する。

（５）床板段差

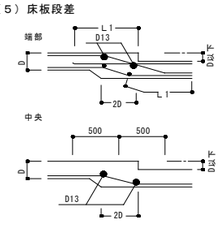

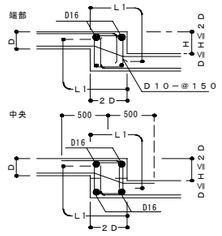

（６）土間コンクリート

ⓐ 軽作業の土間

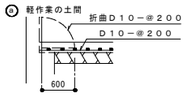

ⓑ 間仕切壁との交叉部

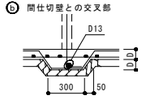

（７）釜場

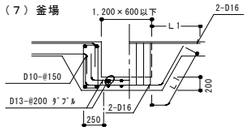

（８）打継ぎ補強（ダメ穴打継面について）

●設計配筋間隔の1/2ピッチ　長さ２Ｌ1以上

●無筋部分D10-@200　長さ800以上

９．壁

（１）定着

ⓐ 梁に

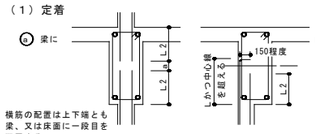

ⓑ 柱に（平面図）

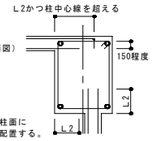

ⓒ 床に（非耐力壁とスラブが取り合う場合）

ⓓ 壁と壁（平面図）

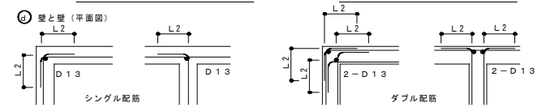

（２）スリット部（設計図に記入のあるとき）

部分スリットの場合

スリット部の鉄筋の被り厚さは２－（４）かぶり厚さの表、最小かぶり厚さ以上とする。

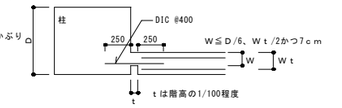

（３）手摺、パラペット

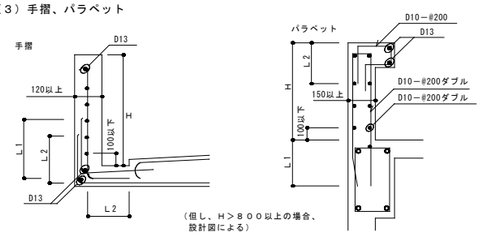

（但し、Ｈ＞８００以上の場合、設計図による）

（４）コンクリートブロック帳壁

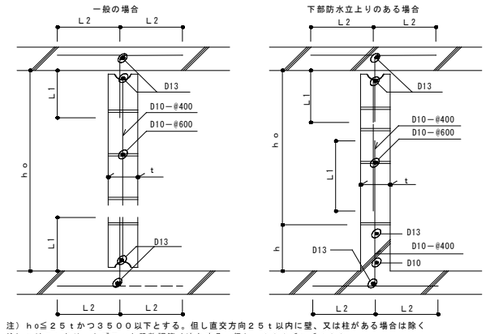

注）ｈ0≦２５ｔかつ３５００以下とする。但し直交方向２５ｔ以内に壁、又は柱がある場合は除く

注）ｈはコンクリートブロック段数調節寸法とする。但し、２００≦ｈ≦４００

注）継手部は必ずモルタルをてん充すること

１０．柱、梁増打コンクリート補強

（増打するときは事前に設計者、及び工事監理者と打合せのこと）

（１）柱

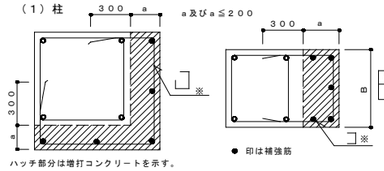

ハッチ部分の面積Ａｃｍ²

補強タテ筋

Ａ＜500	500≦Ａ＜1000	1000≦Ａ＜1500
3-D16	4-D16	6-D16

※柱と同径、同ピッチとする。

（２）梁

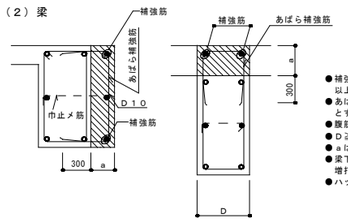

●補強筋は、梁主筋の１段落し径（Ｄ１６以上）とする。

●あばら補強筋は、梁と同径、同ピッチとする。

●腹筋Ｄ１０ピッチは、梁の腹筋と合せる。

●Ｄ≧４００の場合は補強筋を３本とする。

●ａは１００～２００程度。

●梁下端増打コンクリートの場合も上端増打コンクリート補強と同様とする。

●ハッチ部分は増打コンクリートを示す。

１１．梁貫通孔補強

（１）設置可能範囲

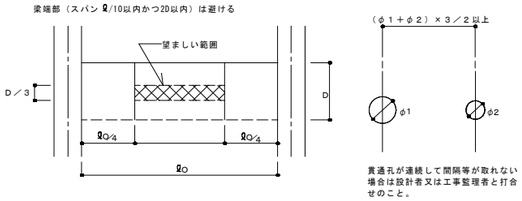

貫通孔が連続して間隔等が取れない場合は設計者又は工事監理者と打合せのこと。

（２）鉄筋標準配筋　　但しφ≦Ｄ／３以下とする

８０（φ≦１００	１００（φ≦１５０	１５０（φ≦２５０
折　筋　２－（２－Ｄ１３）	折　筋　２－（２－Ｄ１３）	斜　筋　４－（２－Ｄ１３）
縦　筋ＳＴ　２－Ｄ１３	縦　筋ＳＴ　２－Ｄ１３－１００@	縦　筋ＳＴ　２－Ｄ１３－１００@
	横　筋　２－（２－Ｄ１３）	横　筋　２－（２－Ｄ１３）
		上下縦筋　ＳＴ　２－Ｄ１３

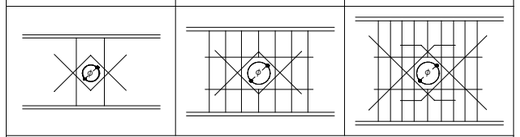

φ＞250

孔補強の有効範囲と定着長さのとり方

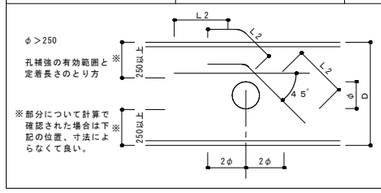

※部分について計算で確認された場合は下記の位置、寸法によらなくて良い。

●梁幅が、400を超える場合は補強筋でD13はD16又は、2-D13は3-D13と、各々読みかえる。

（３）既製品（使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと）

□リング型　□パイプ型　□金網型　□プレート型

１２．増築予定

（将来増築予定のコンクリート増打ち部分は、増築時の鉄筋継手工法を考慮して措置する）

（１）柱、梁

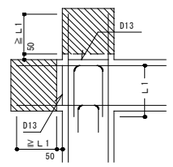

（２）地中梁

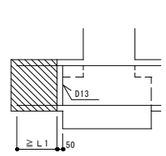

（３）床版、壁

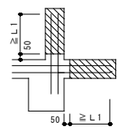

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和 2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮尺	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）
発注機関	伊是名村			図面番号	ＳＰ-3
適　用					
検　印	管理建築士	設計	製図	設計者 名　称	有限会社　大友設計
				資格者氏名	1級建築士第184341号　大城　保広
				登録番号	第189-1851号
				所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2

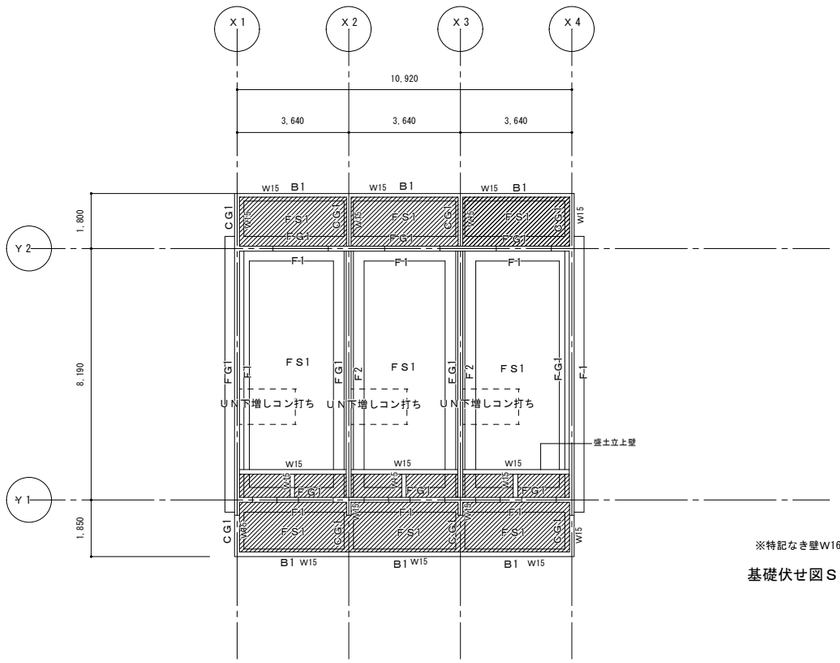

※特記なき壁W16とする。

基礎伏せ図Ｓ＝1/100

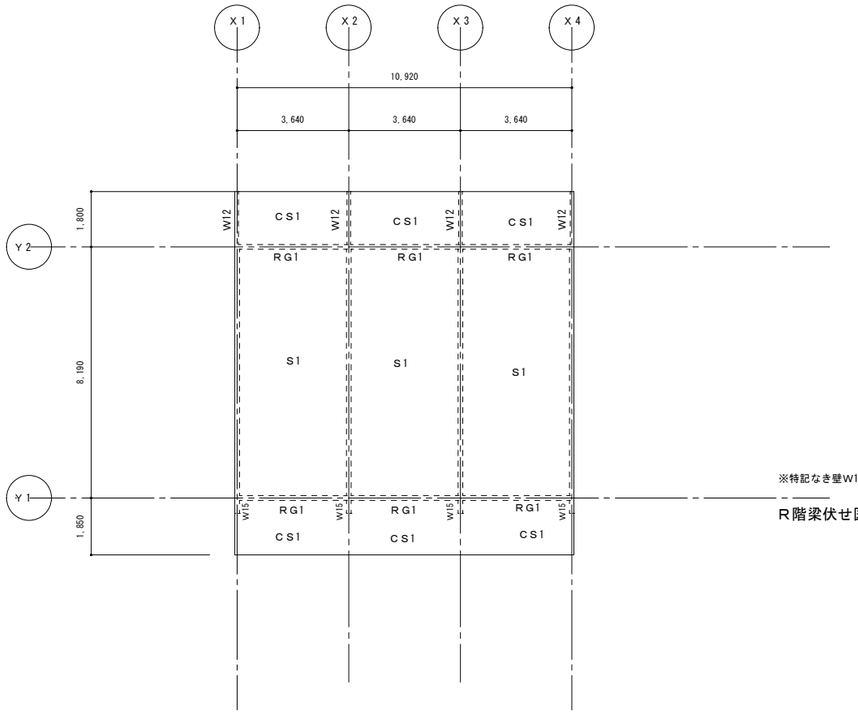

※特記なき壁W16とする。

R階梁伏せ図S=1/100

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和 2 年度	
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称 縮　尺	基礎・R階梁伏せ図 A-1 S＝1：100　A-3 S－1：200	
発注機関	伊是名村					
適　用				図面番号	S － 1	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	（有） 大友設計
					資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広
					登録番号	189-1851号
					所　在　地	沖縄県浦添市内間1-7-2

基礎リスト S=1/50

F1

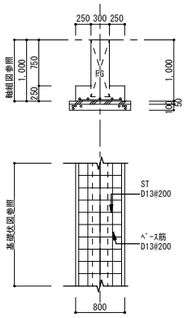

F2

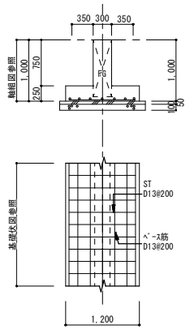

※ 地耐力100ＫＮ/m2以上確保する。
載荷試験2ヶ所確認

地中梁リスト S=1/50

	符号	FG1	FCG1	FB1
	位置	全断面	全断面	全断面
1F			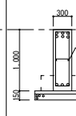	
	BxD	300x1000	300x1000	250x1000
	上端筋	3-D19	6-D19	2-D19
	下端筋	3-D19	3-D19	2-D19
	あばら筋	D10#200	D10#200	D10#200
	ぶれ止め	D10#1000	D10#1000	D10#1000

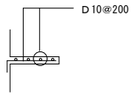

室外機置場配筋

大梁リスト 1/50

	符号	RG1	RG2
	位置	全断面	全断面
RF		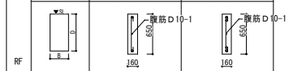	
	BxD	160×650	160×650
	上端筋	1-D19	2-D19
	下端筋	1-D19	2-D19
	あばら筋	D10#200	D10#200

床リスト NO SCALE

符号	スラブ厚	位置	短辺方向			長辺方向		
S1	170	上端筋	D13#200	←	←	D13#200	←	←
		下端筋	D13#200	←	←	D13#200	←	←
CS1	200	上端筋	D13#200	←	←	D10#200	←	←
		下端筋	D10#200	←	←	D10#200	←	←
FS1	100	下端筋	D10#200	←	←	D10#200	←	←

壁リスト S=1/50

符号		W16	W15	W12	W10
		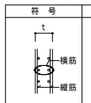	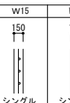		
		シングル	シングル	シングル	シングル
縦筋		D10#150	D10#200	D10#200	D10#200
横筋		D10#150	D10#200	D10#200	D10#200
開口補強筋	縦	2-D13			
	横	2-D13			
	斜め	2-D13	盛土立上壁	手摺壁	ブロック付壁

曲げ補強筋
1-D13

共通事項

1) ｺﾝｸﾘｰﾄ強度　基礎:Fc=21N/mm²(Fq=27N/mm²)
　　地中梁･上部躯体:Fc=21N/mm²(Fq=27N/mm²)

2) 鉄筋 : D10～D16 SD295
　　: D19　SD345

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）			工事年度	令和 2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内			図面名称	梁・壁リスト
発注機関	伊是名村			縮尺	A-1 S＝1：50　A-3 S－1：100
適用				図面番号	S － 2
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称	（有） 大友設計
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広
				登録番号	189-1851号
				所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2

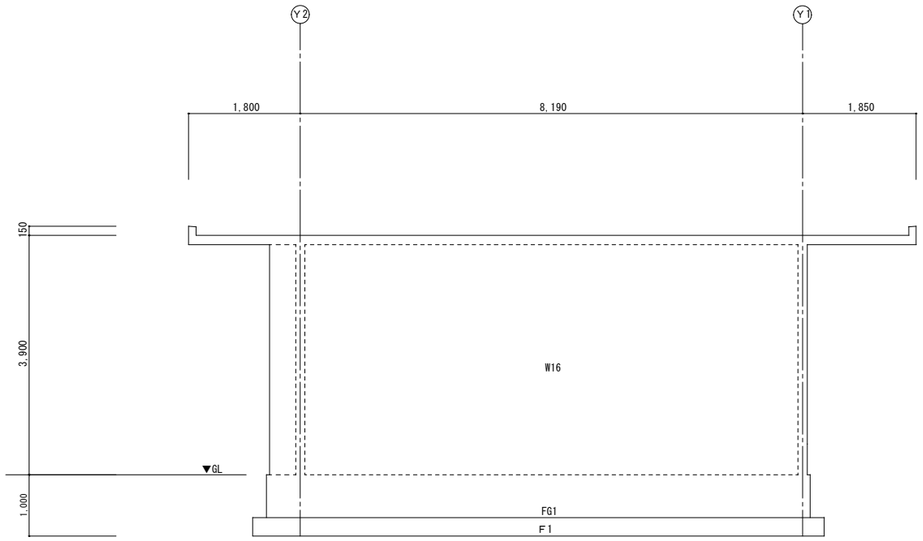

X1.X4.X5.X8通り軸組図　S=1/100

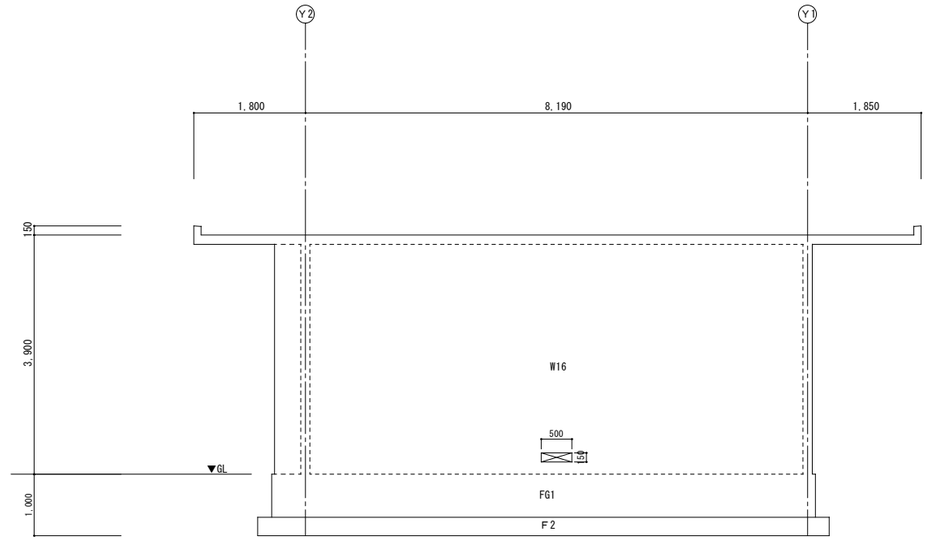

X2.X3.X6.X7通り軸組図　S=1/100

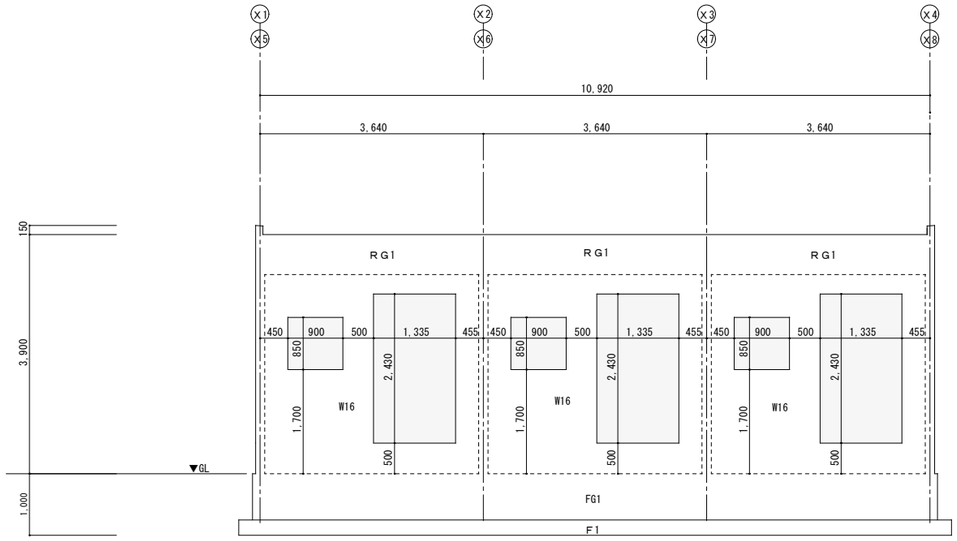

Y1通り軸組図　S=1/100

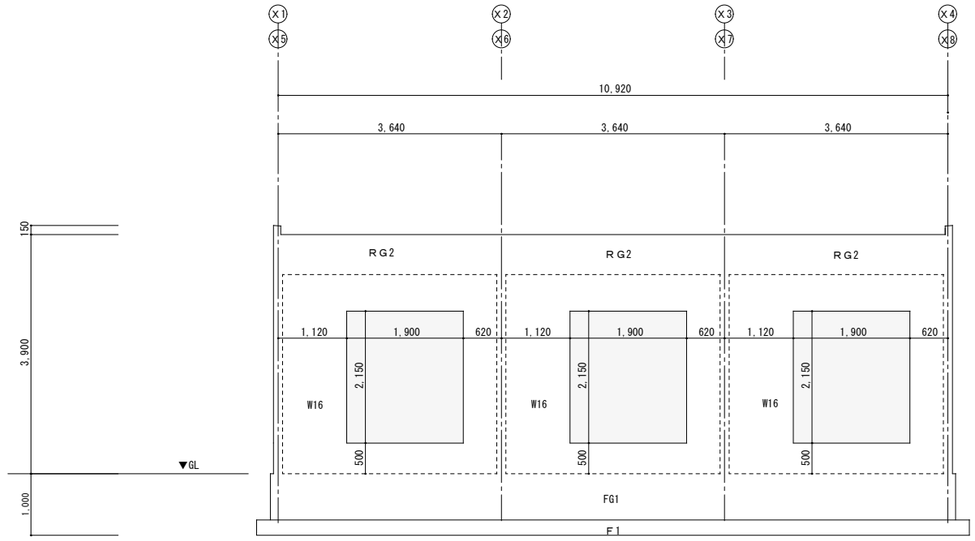

Y2通り軸組図　S=1/100

工事名称	伊是名村定住促進住宅（仲田区）建設工事（R2）	工事年度	令和　2 年度
工事場所	伊是名字仲田地内	図面名称 縮　尺	軸組図 A-1　S＝1：50　A-3　S－1：100
発注機関	伊是名村	図面番号	S － 3
適　用			

検　印	管理建築士	設　計	製　図

設計者		
	名　称	（有）　大友設計
	資格者氏名	1級建築士　第184341号　大城保広
	登録番号	189-1851号
	所　在　地	沖縄県浦添市内間1-7-2